

人事委員会報

第83号

平成23年度

宮城県人事委員会

目 次

[平成 23 年度版]

I 人事委員会

1 委員の構成	1
2 会議の開催状況	1
3 人事委員会規則等の制定改廃状況	13
4 条例の制定改廃に関する意見の申出状況	18

II 事務の概要

1 職員採用試験等事務	20
第 1 表 平成 23 年度職員採用試験（定例試験）の概要	22
第 2 表 職員採用試験実施状況	24
第 3 表 職員採用試験（定例試験）受験申込者数等の推移（平成 14 年度以降）	27
第 4 表 平成 23 年度職員採用選考考査実施状況	29
第 5 表 平成 23 年度採用・転任選考承認状況	30
第 6 表 平成 23 年度職員採用状況	31
第 7 表 平成 23 年度昇任選考実施状況	32
2 職員の給与等に関する報告及び給与に関する勧告	33
3 公平審査事務	43
4 公平委員会受託事務	46
5 公立学校の学校医等の公務災害補償審査事務	46
6 職員団体等関係事務	47
7 勤務時間等関係事務	50
8 労働基準監督関係事務	51



[その他]

◎ 事務局の組織及び事務分掌	56
----------------	----

I 人事委員会

1 委員の構成

職名	氏名	就任年月日	備考
委員長	高橋 俊一	平成22年7月13日	
委員 (委員長代理)	細谷 雄三	平成13年3月1日	平成14年7月15日 委員長代理に指定
委員	佐藤 裕一	平成13年7月11日	

2 会議の開催状況

平成23年度の人事委員会会議は第1406回から第1439回まで34回開催され、その内容は次のとおりである。

(1) 総括

年月 区分	平成23年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成24年	1月	2月	3月	計
	開催回数	2	3	2	2	2	3	5	5	3	2	2	2	3	34
議事 事項 数	議案	12	8	6	3	6	6	4	10	4	1	7	23	90	
	協議							3						3	
	報告	2	2		1	1	2	4	4			1		17	
	審理	6	7	6	6	9	10	3	12	9	15	11	9	103	
	その他	3	2	3	2	1	6	4	1		1		1	24	
計	23	19	15	12	17	24	18	27	13	17	19	33	237		

(2) 付議内容別議事事項

		議案	協議	報告	審理	その他	計
総務関係	条例意見						
	規則等の制定改廃	3					3
	その他			2			2
	小計	3		2			5
公平審査 勤務条件 関係	措置の要求	14		1	40		55
	不服申立て	3		1	63		67
	休暇等の承認	2					2
	条例意見	1					1
	規則等の制定改廃	13					13
	その他	1		3			4
	小計	34		5	103		142
任用関係	採用	9		5		12	26
	昇任						
	条例意見						
	規則等の制定改廃	3					3
	その他			2		3	5
	小計	12		7		15	34
給与関係	報告・勧告	1	3	1		2	7
	条例意見	7					7
	規則等の制定改廃	30					30
	その他	3		2		7	12
	小計	41	3	3		9	56
合計		90	3	17	103	24	237

(3) 開催回数別議事内容

回数	開催年月日	議 事
1406	23. 4. 13 (水)	<p>(審 理)</p> <p>① 平成 16 年 (不) 第 5 号事案について (第 35 回審理)</p> <p>② 平成 21 年 (不) 第 1 号事案について (第 33 回審理)</p> <p>③ 平成 22 年 (不) 第 1 号事案について (第 14 回審理)</p> <p>(報 告)</p> <p>① 不利益処分に関する不服申立ての取下げについて</p> <p>(その他)</p> <p>① (人事院) 平成 23 年職種別民間給与実態調査の実施について</p> <p>② 平成 23 年度宮城県職員採用試験の進め方について</p>
1407	23. 4. 26 (火)	<p>(議 案)</p> <p>1 第 62 回宮城県職員採用試験 (大学卒業程度) の実施について</p> <p>2 第 80 回警察官 A 採用試験の実施について</p> <p>3 人事委員会規則 7-17 (宿日直手当) の一部改正等について</p> <p>4 人事委員会規則 7-39 (へき地手当等) の一部改正等について</p> <p>5 人事委員会規則 7-39-25 (人事委員会規則 7-39 (へき地手当等) の一部を改正する規則) の一部改正について</p> <p>6 人事委員会規則 7-62 (特地勤務手当等) の一部改正等について</p> <p>7 人事委員会規則 7-62-29 (人事委員会規則 7-62 (特地勤務手当等) の一部を改正する規則) の一部改正について</p> <p>8 人事委員会規則 8-5 (職員の勤務時間, 休暇等に関する規則) の一部改正等について</p> <p>9 人事委員会規則 8-6 (学校職員の勤務時間, 休暇等に関する規則) の一部改正等について</p> <p>10 人事委員会規則 11-1 (管理職員等の範囲を定める規則) の一部改正について</p> <p>11 人事委員会規則 11-2 (公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則) の一部改正について</p> <p>12 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見について</p> <p>(審 理)</p> <p>① 平成 21 年 (不) 第 1 号事案について (第 34 回審理)</p> <p>② 平成 22 年 (不) 第 1 号事案について (第 15 回審理)</p> <p>③ 平成 22 年 (不) 第 2 号事案について (第 1 回審理)</p> <p>(報 告)</p> <p>① 平成 22 年度職員採用試験の実施結果について</p> <p>(その他)</p> <p>① 平成 23 年職種別民間給与実態調査についての県議会への報告について</p>

回数	開催年月日	議 事
1408	23. 5. 10 (火)	<p>(議 案)</p> <p>13 人事委員会規則 7-18 (管理職手当) の一部改正等について (審 理)</p> <p>① 平成 16 年 (不) 第 5 号事案について (第 36 回審理)</p> <p>② 平成 21 年 (不) 第 1 号事案について (第 35 回審理)</p> <p>③ 平成 22 年 (不) 第 1 号事案について (第 16 回審理)</p>
1409	23. 5. 24 (火)	<p>(議 案)</p> <p>14 不利益処分に対する不服申立てについて (裁決)</p> <p>15 勤務条件に関する措置の要求について (受理) (審 理)</p> <p>① 平成 16 年 (不) 第 5 号事案について (第 37 回審理)</p> <p>② 平成 21 年 (不) 第 1 号事案について (第 36 回審理)</p> <p>(報 告)</p> <p>① 平成 22 年度における苦情相談の状況について</p> <p>② 平成 22 年度における解雇予告除外認定の状況について (その他)</p> <p>① 選考考査 (前期日程) の概要について</p> <p>② (人事院) 平成 23 年職種別民間給与実態調査の実施について</p>
1410	23. 5. 31 (火)	<p>(議 案)</p> <p>16 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見について</p> <p>17 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見について</p> <p>18 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見について</p> <p>19 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案に対する意見について</p> <p>20 人事委員会規則 7-39 (へき地手当等) の一部改正について (審 理)</p> <p>① 平成 16 年 (不) 第 5 号事案について (第 39 回審理)</p> <p>② 平成 20 年 (不) 第 3 号事案について (第 28 回審理)</p>
1411	23. 6. 14 (火)	<p>(議 案)</p> <p>21 勤務条件に関する措置の要求について (受理) (審 理)</p> <p>① 平成 16 年 (不) 第 5 号事案について (第 40 回審理)</p> <p>② 平成 21 年 (不) 第 1 号事案について (第 37 回審理)</p> <p>③ 平成 22 年 (不) 第 2 号事案について (第 2 回審理)</p> <p>④ 平成 23 年 (措) 第 1 号事案について (第 1 回審理)</p>

回数	開催年月日	議 事
		(その他) ① 平成 23 年度宮城県職員採用試験(大学卒業程度)の申込状況について
1412	23. 6. 21 (火)	(議 案) 22 人事委員会規則 7-18 (管理職手当)の一部改正について 23 人事委員会規則 8-7 (職員の育児休業等に関する規則)の一部改正等について 24 人事委員会規則 11-1 (管理職員等の範囲を定める規則)の一部改正について 25 第 62 回宮城県職員採用試験(短期大学卒業程度)及び第 69 回宮城県職員採用試験(高等学校卒業程度)の実施について 26 第 81 回警察官 B 採用試験の実施について (審 理) ① 平成 20 年(不)第 3 号事案について(第 29 回審理) ② 平成 21 年(不)第 1 号事案について(第 38 回審理) (その他) ① 平成 23 年人事委員会勧告のあり方について ② 平成 23 年度警察官 A 採用試験の申込状況について
1413	23. 7. 13 (水)	(議 案) 27 勤務条件に関する措置の要求について(受理) 28 人事委員会規則 7-16 (給料の調整額)の一部改正について (審 理) ① 平成 16 年(不)第 5 号事案について(第 41 回審理) ② 平成 20 年(不)第 3 号事案について(第 30 回審理) ③ 平成 21 年(不)第 1 号事案について(第 39 回審理) ④ 平成 21 年(不)第 3 号事案について(第 23 回審理) (報 告) ① 第 82 号(平成 22 年度)人事委員会報について (その他) ① 平成 23 年度宮城県職員採用試験(大学卒業程度)の第 1 次合格者について ② 平成 23 年度警察官 A 採用試験の実施状況について
1414	23. 7. 19 (火)	(議 案) 29 不服申立て事案について(裁決) (審 理) ① 平成 16 年(不)第 5 号事案について(第 42 回審理) ② 平成 22 年(不)第 2 号事案について(第 3 回審理)
1415	23. 8. 18 (木)	(議 案) 30 人事委員会規則 11-2 (公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則)の一部改正について

回数	開催年月日	議 事
		31 宮城県職員（大学卒業程度）採用候補者名簿の確定について 32 勤務条件に関する措置の要求について （審 理） ① 平成 16 年（不）第 5 号事案について（第 43 回審理） ② 平成 20 年（不）第 3 号事案について（第 31 回審理） ③ 平成 21 年（不）第 3 号事案について（第 24 回審理） ④ 平成 23 年（措）第 1 号事案について（第 2 回審理） ⑤ 平成 23 年（措）第 2 号事案について（第 1 回審理） ⑥ 平成 23 年（措）第 3 号事案について（第 1 回審理）
1416	23. 8. 25（木）	（議 案） 32 勤務条件に関する措置の要求について（前回委員会からの継続審議案件） 33 宮城県警察官（警察官 A）採用候補者名簿の確定について 34 勤務条件に関する措置の要求について 35 勤務条件に関する措置の要求について （審 理） ① 平成 16 年（不）第 5 号事案について（第 44 回審理） ② 平成 20 年（不）第 3 号事案について（第 32 回審理） ③ 平成 22 年（不）第 2 号事案について（第 4 回審理） （報 告） ① 平成 23 年度職員給与実態調査結果について （その他） ① 選考考査（後期日程）の概要について
1417	23. 9. 6（火）	（議 案） 32 勤務条件に関する措置の要求について（前回委員会からの継続審議案件） 36 週休日の振替等の承認について 37 人事委員会規則 7-2（特殊勤務手当）の一部改正について （審 理） ① 平成 16 年（不）第 5 号事案について（第 45 回審理） ② 平成 20 年（不）第 3 号事案について（第 33 回審理） ③ 平成 22 年（不）第 2 号事案について（第 5 回審理） （その他） ① 平成 23 年度宮城県職員採用試験（短期大学卒業程度・高等学校卒業程度）の申込状況について ② 平成 23 年度警察官 B 採用試験の申込状況について
1418	23. 9. 21（水）	（議 案） 38 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見について

回数	開催年月日	議 事
		<p>39 人事委員会規則 7-16（給料の調整額）の一部改正について （審 理）</p> <p>① 平成 21 年（不）第 3 号事案について（第 25 回審理）</p> <p>② 平成 23 年（措）第 1 号事案について（第 3 回審理）</p> <p>（報 告）</p> <p>① 宮城県警察官昇任資格考査（一般試験考査）の実施結果について</p> <p>② 宮城県警察官昇任資格考査（専門試験考査）の実施結果について</p> <p>（その他）</p> <p>① 平成 23 年度警察官 B 採用試験の実施状況について</p> <p>② 教員の学校事務職への転任に係る選考考査について</p> <p>③ 宮城県官公労働組合連絡協議会等からの要請について</p>
1419	23. 9. 28（水）	<p>（議 案）</p> <p>40 人事委員会規則 8-5（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部改正について</p> <p>41 人事委員会規則 8-6（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部改正について</p> <p>（審 理）</p> <p>① 平成 20 年（不）第 3 号事案について（第 34 回審理）</p> <p>② 平成 23 年（措）第 2 号事案について（第 2 回審理）</p> <p>③ 平成 23 年（措）第 3 号事案について（第 2 回審理）</p> <p>④ 平成 23 年（措）第 4 号事案について（第 1 回審理）</p> <p>⑤ 平成 23 年（措）第 5 号事案について（第 1 回審理）</p> <p>（その他）</p> <p>① 平成 23 年度宮城県職員採用試験（短期大学卒業程度・高等学校卒業程度）の実施状況について</p>
1420	23. 10. 4（火）	<p>（審 理）</p> <p>① 平成 20 年（不）第 3 号事案について（第 35 回審理）</p> <p>（報 告）</p> <p>① 平成 23 年人事院勧告の概要について</p> <p>（その他）</p> <p>① 平成 23 年度警察官 B 採用試験の第 1 次合格者について</p>
1421	23. 10. 13（木）	<p>（協 議）</p> <p>① 平成 23 年職員の給与等に関する報告及び給与に関する勧告(案)について （報 告）</p> <p>① 平成 23 年標準生計費・労働経済指標について</p> <p>（その他）</p> <p>① 平成 23 年度宮城県職員採用試験（短期大学卒業程度・高等学校卒業程度）</p>

回数	開催年月日	議 事
		<p>の第1次合格者について</p> <p>② 宮城県公務・公務関連労働組合共闘会議からの要請について</p>
1422	23.10.18 (火)	<p>(議 案)</p> <p>42 平成23年度昇給区分A又はBに決定する職員の昇給号俸数について</p> <p>(協 議)</p> <p>① 平成23年職員の給与等に関する報告及び給与に関する勧告(案)について</p> <p>(報 告)</p> <p>① 人事行政の運営等の状況の公表について</p> <p>② 平成23年度上半期における苦情相談の状況について</p> <p>(その他)</p> <p>① 宮城県三者共闘会議からの要請について</p>
1423	23.10.23 (日)	<p>(協 議)</p> <p>① 平成23年職員の給与等に関する報告及び給与に関する勧告(案)について</p>
1424	23.10.25 (火)	<p>(議 案)</p> <p>43 平成23年職員の給与等に関する報告及び給与に関する勧告について</p> <p>44 人事委員会規則7-2(特殊勤務手当)の一部改正について</p> <p>45 人事委員会規則12-1(公益的法人等への職員の派遣等に関する規則)の一部改正について</p> <p>(審 理)</p> <p>① 平成21年(不)第3号事案について(第26回審理)</p> <p>② 平成23年(措)第1号事案について(第4回審理)</p>
1425	23.11.8 (火)	<p>(審 理)</p> <p>① 平成21年(不)第3号事案について(第27回審理)</p>
1426	23.11.16 (水)	<p>(議 案)</p> <p>46 宮城県職員(短期大学卒業程度及び高等学校卒業程度)採用候補者名簿の確定について</p> <p>47 宮城県警察官(警察官B)採用候補者名簿の確定について</p> <p>48 処分取消訴訟について</p> <p>(審 理)</p> <p>① 平成20年(不)第3号事案について(第36回審理)</p> <p>② 平成22年(不)第2号事案について(第6回審理)</p> <p>③ 平成23年(措)第1号事案について(第5回審理)</p> <p>④ 平成23年(措)第4号事案について(第2回審理)</p> <p>⑤ 平成23年(措)第5号事案について(第2回審理)</p> <p>(報 告)</p> <p>① 人事委員会勧告等の取扱い及び職員団体との交渉結果について</p> <p>② 給与の支払い監理について</p>

回数	開催年月日	議 事
		(その他) ① 平成 23 年全国人事委員会給与勧告の状況について
1427	23. 11. 28 (月)	(審 理) ① 平成 16 年 (不) 第 5 号事案について (第 46 回審理) ② 平成 21 年 (不) 第 3 号事案について (第 28 回審理) ③ 平成 23 年 (措) 第 2 号事案について (第 3 回審理) ④ 平成 23 年 (措) 第 3 号事案について (第 3 回審理) ⑤ 平成 23 年 (措) 第 4 号事案について (第 3 回審理) ⑥ 平成 23 年 (措) 第 5 号事案について (第 3 回審理) (報 告) ① 宮城県警察官昇任資格考査 (選考考査) の実施結果について ② 宮城県警察官昇任資格考査 (選抜考査) の実施結果について
1428	23. 11. 29 (火)	(議 案) 49 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案に対する意見について
1429	23. 11. 30 (水)	(議 案) 50 人事委員会規則 7-14 (期末手当) の一部改正について 51 人事委員会規則 7-16 (給料の調整額) の一部改正について 52 人事委員会規則 7-33 (初任給, 昇格, 昇給等の基準) の一部改正について 53 人事委員会規則 7-62 (特勤勤務手当等) の一部改正について 54 人事委員会規則 7-134 (給料の切替えに伴う経過措置) の一部改正について 55 人事委員会規則 7-138 (平成 23 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置) の制定等について
1430	23. 12. 9 (金)	(議 案) 56 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見について
1431	23. 12. 13 (火)	(議 案) 57 勤務条件に関する措置の要求について (審 理) ① 平成 16 年 (不) 第 5 号事案について (第 47 回審理) ② 平成 21 年 (不) 第 3 号事案について (第 29 回審理) ③ 平成 23 年 (措) 第 1 号事案について (第 6 回審理) ④ 平成 23 年 (措) 第 2 号事案について (第 4 回審理) ⑤ 平成 23 年 (措) 第 3 号事案について (第 4 回審理) ⑥ 平成 23 年 (措) 第 4 号事案について (第 4 回審理) ⑦ 平成 23 年 (措) 第 5 号事案について (第 4 回審理)
1432	23. 12. 21 (水)	(議 案) 58 勤務条件に関する措置の要求について 59 人事委員会規則 7-53 (地域手当) の一部改正等について

回数	開催年月日	議 事
		<p>(審 理)</p> <p>① 平成 22 年 (不) 第 2 号事案について (第 7 回審理)</p> <p>② 平成 23 年 (措) 第 1 号事案について (第 7 回審理)</p>
1433	24. 1. 10 (火)	<p>(議 案)</p> <p>60 勤務条件に関する措置の要求について</p> <p>(審 理)</p> <p>① 平成 16 年 (不) 第 5 号事案について (第 48 回審理)</p> <p>② 平成 20 年 (不) 第 3 号事案について (第 37 回審理)</p> <p>③ 平成 21 年 (不) 第 3 号事案について (第 30 回審理)</p> <p>④ 平成 23 年 (措) 第 2 号事案について (第 5 回審理)</p> <p>⑤ 平成 23 年 (措) 第 3 号事案について (第 5 回審理)</p> <p>⑥ 平成 23 年 (措) 第 4 号事案について (第 5 回審理)</p> <p>⑦ 平成 23 年 (措) 第 5 号事案について (第 5 回審理)</p>
1434	24. 1. 24 (火)	<p>(審 理)</p> <p>① 平成 21 年 (不) 第 3 号事案について (第 31 回審理)</p> <p>② 平成 16 年 (不) 第 5 号事案について (第 49 回審理)</p> <p>③ 平成 20 年 (不) 第 3 号事案について (第 38 回審理)</p> <p>④ 平成 23 年 (措) 第 2 号事案について (第 6 回審理)</p> <p>⑤ 平成 23 年 (措) 第 3 号事案について (第 6 回審理)</p> <p>⑥ 平成 23 年 (措) 第 4 号事案について (第 6 回審理)</p> <p>⑦ 平成 23 年 (措) 第 5 号事案について (第 6 回審理)</p> <p>⑧ 平成 23 年 (措) 第 6 号事案について (第 1 回審理)</p> <p>(その他)</p> <p>① 平成 24 年職種別民間給与実態調査に係る事業所名簿作成調査結果について</p>
1435	24. 2. 7 (火)	<p>(議 案)</p> <p>61 不利益処分に関する不服申立てについて</p> <p>62 平成 24 年度職員採用試験及び警察官採用試験の実施について</p> <p>63 特別休暇の承認について</p> <p>(審 理)</p> <p>① 平成 20 年 (不) 第 3 号事案について (第 39 回審理)</p> <p>② 平成 21 年 (不) 第 3 号事案について (第 33 回審理)</p> <p>③ 平成 22 年 (不) 第 2 号事案について (第 8 回審理)</p> <p>④ 平成 23 年 (措) 第 2 号事案について (第 7 回審理)</p> <p>⑤ 平成 23 年 (措) 第 3 号事案について (第 7 回審理)</p> <p>⑥ 平成 23 年 (措) 第 4 号事案について (第 7 回審理)</p> <p>⑦ 平成 23 年 (措) 第 5 号事案について (第 7 回審理)</p> <p>⑧ 平成 23 年 (措) 第 7 号事案について (第 1 回審理)</p>

回数	開催年月日	議 事
1436	24. 2. 21 (火)	<p>(議 案)</p> <p>64 勤務条件に関する措置の要求について</p> <p>65 勤務条件に関する措置の要求について</p> <p>66 勤務条件に関する措置の要求について</p> <p>67 勤務条件に関する措置の要求について</p> <p>(審 理)</p> <p>① 平成 20 年 (不) 第 3 号事案について (第 40 回審理)</p> <p>② 平成 21 年 (不) 第 3 号事案について (第 34 回審理)</p> <p>③ 平成 23 年 (措) 第 6 号事案について (第 2 回審理)</p> <p>(報 告)</p> <p>① 措置要求の取下げについて</p>
1437	24. 3. 2 (金)	<p>(審 理)</p> <p>① 平成 20 年 (不) 第 3 号事案について (第 41 回審理)</p> <p>② 平成 21 年 (不) 第 3 号事案について (第 35 回審理)</p> <p>③ 平成 22 年 (不) 第 2 号事案について (第 9 回審理)</p> <p>④ 平成 23 年 (措) 第 6 号事案について (第 3 回審理)</p> <p>⑤ 平成 23 年 (措) 第 7 号事案について (第 2 回審理)</p>
1438	24. 3. 19 (月)	<p>(議 案)</p> <p>68 勤務条件に関する措置の要求について</p> <p>69 職員安全衛生管理規程(平成 23 年宮城県人事委員会訓令第 3 号)の一部改正について</p> <p>(審 理)</p> <p>① 平成 20 年 (不) 第 3 号事案について (第 42 回審理)</p> <p>② 平成 21 年 (不) 第 3 号事案について (第 36 回審理)</p> <p>③ 平成 22 年 (不) 第 2 号事案について (第 10 回審理)</p>
1439	24. 3. 26 (月)	<p>(議 案)</p> <p>70 人事委員会規則 2-3 (人事委員会事務局組織規則) の一部改正について</p> <p>71 人事委員会事務局処務規程 (昭和 50 年宮城県人事委員会訓令第 1 号) の一部改正について</p> <p>72 人事委員会規則 8-5 (職員の勤務時間, 休暇等に関する規則) の一部改正について</p> <p>73 人事委員会規則 8-6 (学校職員の勤務時間, 休暇等に関する規則) の一部改正について</p> <p>74 人事委員会規則 11-1 (管理職員等の範囲を定める規則) の一部改正について</p> <p>75 人事委員会規則 11-2 (公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則) の一部改正について</p> <p>76 人事委員会規則 12-1 (公益的法人等への職員の派遣等に関する規則) の一</p>

回数	開催年月日	議 事
		<p>部改正について</p> <p>77 宮城県警察官昇任資格考査規程の一部改正について</p> <p>78 人事委員会規則 7-1（寒冷地手当）の一部改正について</p> <p>79 人事委員会規則 7-2（特殊勤務手当）の一部改正について</p> <p>80 人事委員会規則 7-14（期末手当）の一部改正等について</p> <p>81 人事委員会規則 7-15（勤勉手当）の一部改正等について</p> <p>82 人事委員会規則 7-17（宿日直手当）の一部改正について</p> <p>83 人事委員会規則 7-18（管理職手当）の一部改正について</p> <p>84 人事委員会規則 7-33（初任給，昇格，昇給等の基準）の一部改正等について</p> <p>85 人事委員会規則 7-36（産業教育手当）の一部改正について</p> <p>86 人事委員会規則 7-39（へき地手当等）の一部改正について</p> <p>87 人事委員会規則 7-40（定時制通信教育手当）の一部改正について</p> <p>88 人事委員会規則 13-0（一般職の任期付職員の採用等に関する規則）の一部改正について</p> <p>89 特定警察官等に係る号俸の決定等について</p> <p>90 給与の承認について</p> <p>（審 理）</p> <p>① 平成 22 年（不）第 2 号事案について（第 11 回審理）</p> <p>（その他）</p> <p>① 宮城県官公労働組合連絡協議会ほか 2 団体からの要請について</p>

3 人事委員会規則等の制定改廃状況

人事委員会は独立した行政機関として、法律又は条例に基づき、その権限に属する事項に関し人事委員会規則を制定する権限を有することが地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 8 条第 5 項に規定され、人事行政の重要性、専門性、特殊性に鑑み、これを適正に実施していくことが要請されている。

平成 23 年度における人事委員会規則等の制定改廃の概要は、次表のとおりである。

（総務班）

規則等の名称	制定改廃 年 月 日	公 布 年 月 日	制 定 ・ 改 廃 の 内 容	施行(適用) 年 月 日
職員安全衛生 管理規程	24. 3. 19	24. 3. 30	新宮城丸の廃止に伴う規定の一部改正	24. 4. 1
人事委員会事 務局組織規則 (2-3)	24. 3. 26	24. 3. 30	組織改編により、総務課において総務班及び審査 班が総務審査班に統合されることに伴う規定の改正	24. 4. 1
人事委員会事 務局処務規程	24. 3. 26	24. 3. 30	組織改編により、総務課において総務班及び審査 班が総務審査班に統合されることに伴う規定の改正	24. 4. 1

（審査班）

規則等の名称	制定改廃 年 月 日	公 布 年 月 日	制 定 ・ 改 廃 の 内 容	施行(適用) 年 月 日
職員の勤務時 間、休暇等に 関する規則 (8-5)	23. 4. 26	23. 4. 28	宿日直勤務の対象の追加、休憩時間の変更の特例 及び早出遅出勤務の規定の一部改正	23. 5. 1
	23. 9. 28	23. 9. 30	引用する障害者自立支援法の項ずれによる改正	23. 10. 1
	24. 3. 26	24. 3. 30	障害者自立支援法及び児童福祉法の改正に伴う規 定の整理	24. 4. 1
学校職員の勤 務時間、休暇 等に関する規 則(8-6)	23. 4. 26	23. 4. 28	休憩時間の変更の特例及び早出遅出勤務の規定の 一部改正	23. 5. 1
	23. 9. 28	23. 9. 30	引用する障害者自立支援法の項ずれによる改正	23. 10. 1
	24. 3. 26	24. 3. 30	障害者自立支援法及び児童福祉法の改正に伴う規 定の整理	24. 4. 1
職員の育児休 業等に関する 規則(8-7)	23. 6. 21	23. 6. 27	地方公務員の育児休業等に関する法律、職員の育 児休業等に関する条例の改正により、非常勤職員の 育児休業に係る規定を追加	23. 6. 27
管理職員等の 範囲を定める 規則(11-1)	23. 4. 26	23. 4. 28	知事部局の組織改編に伴う別表第一の一部改正	23. 4. 22
	23. 6. 21	23. 6. 30	知事部局及び教育委員会の組織改編に伴う別表第 一及び別表第二の一部改正	23. 7. 1

規則等の名称	制定改廃 年 月 日	公 布 年 月 日	制 定 ・ 改 廃 の 内 容	施行(適用) 年 月 日
	24. 3. 26	24. 3. 30	知事部局の組織改編に伴う別表第二の一部改正	24. 4. 1
公平委員会事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則 (11-2)	23. 4. 26	23. 4. 28	受託団体の組織改編等に伴う別表第一及び別表第二の一部改正	23. 5. 1
	23. 8. 18	23. 8. 19	受託団体の職の新設に伴う別表第一の一部改正	23. 8. 19
	24. 3. 26	24. 3. 30	受託団体の組織改編等に伴う別表第一及び別表第二の一部改正	24. 4. 1

(任 用 班)

規則等の名称	制定改廃 年 月 日	公 布 年 月 日	制 定 ・ 改 廃 の 内 容	施行(適用) 年 月 日
公益的法人等への職員の派遣等に関する規則 (12-1)	23. 10. 25	23. 10. 28	別表第1 (第2条関係) 職員を派遣することができる団体を新たに1団体追加	23. 11. 1
	24. 3. 26	24. 3. 30	別表第1 (第2条関係) 職員を派遣している団体の名称を変更するとともに、職員を派遣することができる団体を新たに1団体追加し、派遣期間が終了した1団体を削除、職員を派遣することができる団体の消滅により1団体を削除 別表第2 (第2条関係) 派遣期間が終了した1団体を削除	24. 4. 1

(給 与 班)

規則等の名称	制定改廃 年 月 日	公 布 年 月 日	制 定 ・ 改 廃 の 内 容	施行(適用) 年 月 日
寒冷地手当 (7-1)	24. 3. 26	24. 3. 30	別表 学校の統廃合に伴う改正	24. 4. 1
特殊勤務手当 (7-2)	23. 9. 6	23. 9. 9	第9条 [防疫等作業手当] 家畜伝染病予防法施行規則の改正に伴う規定の整理 第13条 [立入検査等業務手当] 組織改編に伴う支給対象職員を改正 原子力安全対策室→原子力安全対策課	23. 9. 12
	23. 10. 25	23. 10. 25	附則第2項 1日に10体以上の死体を取り扱う作業に従事した場合の死体処理手当の特例を追加	23. 3. 11

規則等の名称	制定改廃 年 月 日	公 布 年 月 日	制 定 ・ 改 廃 の 内 容	施行(適用) 年 月 日
	24. 3. 26	24. 3. 30	第 24 条〔教育業務連絡指導手当〕 手当の支給対象職務に、平成 24 年 4 月 1 日から新 設される防災主任を追加	24. 4. 1
期末手当 (7-14)	23. 11. 30	23. 11. 30	第 5 条 1 か月以下の育児休業について、在職期間 の除算対象から除く規定を追加	23. 12. 1
	24. 3. 26	24. 3. 30	第 10 条 雑則規定を追加	24. 4. 1
勤勉手当 (7-15)	24. 3. 26	24. 3. 30	第 9 条 7-14 (期末手当) に合わせて雑則規定を 追加	24. 4. 1
給料の調整額 (7-16)	23. 7. 13	23. 7. 22	別表第 1 (適用区分表) 拓桃医療療育センターの看護部において、主として 職員の教育を担当する者を給料の調整額の支給対象 外とする改正	23. 8. 1
	23. 9. 21	23. 9. 30	別表第 1 (適用区分表) ・食肉衛生検査所に「病理細菌技術者」を追加 ・保健環境センター等の「病理細菌技術者(助手を 含む。)」から助手の規定を削除	23. 7. 1 23. 9. 30
	23. 11. 30	23. 11. 30	別表第 2 給料表の改定に伴う調整基本額の改正	23. 12. 1
宿日直手当 (7-17)	23. 4. 26	23. 4. 28	第 2 条 宮城県ドクターバンク事業により採用した 職員の有給研修時における宿日直勤務も手当の支給 対象とするよう改正	23. 5. 1
	24. 3. 26	24. 3. 30	第 2 条, 第 3 条 児童福祉法の一部改正に伴い、「肢 体不自由児施設」を「医療型障害児入所施設」に改正	24. 4. 1
管理職手当 (7-18)	23. 5. 10	23. 5. 13	別表第 1 局副参事の設置に伴う改正 労働委員会事務局に「局副参事 五種」を追加	23. 5. 1
	23. 6. 21	23. 6. 30	別表第 1 組織改編に伴う改正 職の廃止…建設交通局長, 都市住宅局長 職の新設…学校運営管理監, 仙台土木事務所部長 仙台土木事務所の組織改編に伴う区分の改正 所長 (三種→一種), 副所長 (四種→三種)	23. 7. 1
	24. 3. 26	24. 3. 30	別表第 1 組織改編に伴う改正 漁業指導船及び港湾事務所支所の廃止	24. 4. 1
初任給, 昇格, 昇給等の基準 (7-33)	23. 11. 30	23. 11. 30	別表第 7 (昇格時号俸対応表) 給料表の改正に伴う昇格時号俸対応表の改正	23. 12. 1

規則等の名称	制定改廃 年月日	公 布 年月日	制 定 ・ 改 廃 の 内 容	施行(適用) 年月日
	24. 3. 26	24. 3. 30	第2条, 第6条, 第14条, 第15条 「正規の試験」を「採用試験」に改正 別表第2ト(級別資格基準表) 薬剤師(大学6卒)の追加等 別表第3(学歴免許等資格区分表) 司法試験予備試験の合格に係る規定の追加 別表第6ト(初任給基準表) 獣医師(大学6卒)の初任給を改正 薬剤師(大学6卒)の初任給を追加 別表第7(昇格時号俸対応表) 行政職給料表の昇格時号俸対応表を改正	24. 4. 1
産業教育手当 (7-36)	24. 3. 26	24. 3. 30	第2条 支給対象者に「中等教育学校」の卒業者を追加	24. 4. 1
へき地手当等 (7-39)	23. 4. 26	23. 4. 28	附則別表 東日本大震災により移転した学校に勤務する職員について, 当分の間, 移転先の所在地に応じた級地による手当を支給する特例を追加	23. 5. 1
	23. 5. 31	23. 5. 31	附則別表 東日本大震災により移転した学校に勤務する職員に係る特例について, 移転先の所在地が「級地指定なし」となる学校を附則別表から削除	23. 6. 1
	24. 3. 26	24. 3. 30	附則別表, 別表 学校の統廃合に伴う改正	24. 4. 1
人事委員会規則7-39(へき地手当等)の一部を改正する規則 (7-39-25)	23. 4. 26	23. 4. 28	附則第6項 平成21年度に実施した級地指定の見直しに係る経過措置について, 東日本大震災により移転したへき地学校に勤務する職員については経過措置の規定を適用しないこととする改正	23. 5. 1
定時制通信教育手当(7-40)	24. 3. 26	24. 3. 30	第1条 支給対象者に「中等教育学校」の卒業者を追加	24. 4. 1
地域手当 (7-53)	23. 12. 21	23. 12. 28	第9条等, 附則第4項~第7項 東日本大震災に伴い, 国や他県から出向してきた警察官に対し, 各出向元で受けていた地域手当の支給割合を保障するための改正	23. 12. 28
特地勤務手当等(7-62)	23. 4. 26	23. 4. 28	附則第2項 東日本大震災により移転した公署に勤務する職員について, 当分の間, 移転先の所在地に応じた級地による手当を支給する特例を追加	23. 5. 1

規則等の名称	制定改廃 年 月 日	公 布 年 月 日	制 定 ・ 改 廃 の 内 容	施行(適用) 年 月 日
	23. 11. 30	23. 11. 30	<p>第2条, 第4条 給料表の改定及び給与構造改革の導入に伴う給料の経過措置額の算定基礎となる額が引き下げられることに伴い, 平成23年4月1日から平成23年11月30日までの間に特地公署に勤務することとなった職員について, 特地勤務手当等算出基礎額は, 改正後の給料月額等とする等の規定の追加</p> <p>第6条, 第6条の3 55歳に達した特定職員に係る手当の減額について, 平成23年4月1日から平成23年11月30日までの間に特地公署に勤務することとなった職員については改正後の給料月額を基に減ずる額を算定する等の規定の追加</p>	23. 12. 1
人事委員会規則7-62(特地手当等)の一部を改正する規則(7-62-29)	23. 4. 26	23. 4. 28	附則第11項 平成21年度に実施した級地指定の見直しに係る経過措置について, 東日本大震災により移転した公署に勤務する職員については経過措置の規定を適用しないこととする改正	23. 5. 1
給料の切替えに伴う経過措置(7-134)	23. 11. 30	23. 11. 30	第4条, 第5条 給与構造改革に伴う経過措置額を受ける職員のうち, 職務の級の最低の号俸を受ける職員についても55歳を超える職員の給与の特例措置の適用を受ける職員とする改正	23. 12. 1
平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置(7-138)	23. 11. 30	23. 11. 30	給与条例改正附則第2項の規定に基づき, 減額改定の対象となる職員に係る年間調整について, 新たな規則を制定	23. 12. 1
一般職の任期付職員の採用等に関する規則(13-0)	24. 3. 26	24. 3. 30	第9条 「正規の試験」を「採用試験」に改正	24. 4. 1

4 条例の制定改廃に関する意見の申出状況

地方公務員法第5条第2項の規定により、人事委員会を置く地方公共団体においては、職員に関する条例を制定・改廃しようとするときは、議会は、人事委員会の意見を聞かなければならないこととされている。

これに基づき、平成23年度中に県議会から意見を求められ、本委員会が行った意見の申出は、次のとおりである。

意見提出年月日	条例議案名	意見の申出内容	条例の制定等
23. 5. 31	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	この条例案は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の一部改正に伴うものであり、適当と認めます。	23. 6. 27 公布 23. 6. 27 施行
	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	この条例案は、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成23年法律第40号）の施行に伴う国家公務員の給与の取扱いに準じ、所要の改正を行うものであり、適当と認めます。	23. 6. 27 公布 23. 6. 27 施行
	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	この条例案は、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成23年法律第40号）の施行に伴う国家公務員の退職手当の取扱いに準じ、所要の改正を行うものであり、適当と認めます。	23. 6. 27 公布 23. 6. 27 施行
	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	この条例案は、公庫等への出向歴を有する国家公務員の退職手当の額の計算に用いる利率が改められたことに準じ、所要の改正を行うものであり、適当と認めます。	23. 6. 27 公布 23. 6. 27 施行
23. 9. 21	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	この条例案は、人事院規則9-129（東日本大震災に対処するための人事院規則9-30（特殊勤務手当）の特例）の制定に準じたものであり、適当と認めます。	23. 10. 25 公布 23. 10. 25 施行 23. 3. 11 適用
23. 11. 29	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	この条例案は、本委員会がさきに行った「職員の給与等に関する報告及び給与	23. 11. 30 公布 23. 12. 1 施行

意見提出 年 月 日	条 例 議 案 名	意 見 の 申 出 内 容	条例の制定等
		<p>に関する勧告」にそって、職員の給与に関する条例、一般職の任期付職員の採用等に関する条例、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 19 年宮城県条例第 46 号）の各一部を改正しようとするものであり、適当と認めます。</p> <p>なお、勧告のうち、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 19 年宮城県条例第 46 号）附則第 9 項から附則第 11 項までの規定による給料の廃止等についても、所要の措置を講じられるよう要請します。</p>	
23. 12. 9	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	<p>この条例案は、国の東日本大震災に伴う地方警察官の緊急増員の措置に関し、警察庁及び各都道府県警察から本県警察へ出向することとなる警察官に対し、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）第 11 条の 7 の規定に準拠して地域手当を支給しようとするものであり、適当と認めます。</p>	23. 12. 28 公布 23. 12. 28 施行

また、平成 23 年度中に、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づく専決処分に当たって、知事から意見を求められ、本委員会が行った意見の申出は、次のとおりである。

意見提出 年 月 日	条 例 議 案 名	意 見 の 申 出 内 容	条例の制定等
23. 4. 26	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	<p>この条例案は、平成23年東北地方太平洋沖地震による災害に伴う業務又は作業に従事したことにより支給される特殊勤務手当について、今回の震災による本県での極めて甚大な被害の状況などを考慮し、支給限度額の特例を設けるものであり、適当と認めます。</p>	23. 4. 18 公布 23. 4. 18 施行 23. 3. 11 適用

Ⅱ 事務の概要

1 職員採用試験等事務

(1) 採用

本委員会は、地方公務員法に規定する成績主義の原則に基づき、「職員の任用に関する規則」(人事委員会規則4-0。以下「規則」という。)を定め、職員の採用に当たっては、原則として競争試験により、また、医師等、競争試験により難いと認められる一部の職種については選考により、受験成績その他の能力の実証に基づき、厳正に、優秀な人材の確保に努めている。

平成23年度に実施した県職員採用の競争試験及び選考の状況は、次のとおりである。

イ 競争試験

平成23年度は、第1表に記載した大学卒業程度、短期大学卒業程度、高等学校卒業程度、警察官A及びBの5区分の定例試験を実施した。その実施状況は、第2表のとおりである。

平成元年以降の本県の職員採用試験応募者総数は、バブル経済崩壊直後の平成5年度をピークに平成19年度まで減少傾向にあったが、平成20年度の大学卒業程度試験受験上限年齢引き上げやリーマンショック後の民間企業における採用抑制の影響等を受け、以後平成22年度までは増加に転じていた。しかし、平成23年度は東日本大震災の影響もあってか再び減少し、前年度に比べ382人の減となった。警察官採用試験応募者総数についても、平成21年度の受験上限年齢引き上げを受けて応募者総数の増加傾向が見られていたが、平成23年度は減少に転じ、前年度に比べ314人の減となった。

なお、定例試験においては、電子申請による申込みサービスを実施(大学、短期大学、高等学校卒業程度試験は平成17年度から、警察官A及び警察官B採用試験は平成18年度から実施。)しているが、サービス開始以降、年々電子申請の利用者の割合は増加しており、平成23年度においては、職員採用試験の応募者の54.8%、警察官採用試験の応募者の31.2%が電子申請による応募となっている。

○ 大学卒業程度試験

定例試験で実施した職種は、事務系が行政1職種、技術系が総合土木ほか10職種、計12職種であり、申込者数1,528人、受験者数1,055人となり、前年度に比べて申込者数では9.6%下回り、受験者数は14.9%下回った。

受験者及び最終合格者の学歴別構成をみると、受験者の95.2%、最終合格者の全員が大学卒業以上の学歴を有する者で占められている。

○ 短期大学卒業程度試験

実施した職種は、事務系が学校事務及び警察事務の2職種、技術系が建築ほか3職種、計6職種で、申込者数が519人、受験者数が415人となり、前年度に比べて申込者数では24.9%、受験者数では24.1%下回った。

受験者及び最終合格者の学歴別構成をみると、大学卒業以上の学歴を有する者の割合は、それぞれ82.7%、87.8%であった。

○ 高等学校卒業程度試験

実施した職種は、事務系が事務1職種、技術系が総合土木ほか2職種、計4職種であり、申込者数は469人、受験者数は413人となり、前年度に比べて申込者数では9.1%、受験者数では8.2%下回った。

受験者及び最終合格者の学歴別構成をみると、短期大学卒業者の割合はそれぞれ2.7%、2.2%であった。

○ 警察官試験

実施した職種は、警察官A(男性/一般)〔大学卒業者の男子〕、警察官A(男性/武道指導)〔大学卒業者の男子で柔道又は剣道の段位取得者〕、警察官A(女性)〔大学卒業者の女子〕、警察官B(男性)〔警察官A以外の男子〕及び、警察官B(女性)〔警察官A以外の女子〕の5職種であり、申込者数は2,097人、受験者数は1,716人となり、前年度に比べてそれぞれ13.0%、15.7%下回った。

ロ 選 考

職員の採用に当たっては、競争試験によるべきことが原則であるが、能力の実証を得ることができる医師等の規則別表第2に定める職については、選考によることが認められている。

選考に当たっても、医師等の特殊な職を除いては、任命権者の依頼に基づき、競争試験に準じた試験(選考考査)を実施し、優秀な人材の確保に努めている。平成23年度の選考考査の実施状況は第4表のとおりで、獣医師ほか16職種、受考者246人に対し56人の適格者を決定した。

また、規則第30条による採用(転任を含む。)選考承認状況は、第5表のとおりである。

ハ 職員採用の状況

平成23年度の職員の採用者数は第6表のとおり669人であり、このうち348人(52.1%)が競争試験による採用であり、321人(47.9%)が選考による採用である。

(2) 昇 任

職員の昇任については、不特定多数の競争というより、特定の者の特定の職についての能力の実証という要素が強いこと等の理由から、すべて選考によることとなっている(規則第28条第2項)。

任命権者の請求に基づく本委員会における平成23年度昇任選考実施状況は第7表のとおりであり、被選考者総数341人のうち、一般職員等が316人(92.7%)、警察官が25人(7.3%)となっている。

なお、課長補佐(警部)以下の職に係る昇任等については、選考の権限を、原則として、各任命権者に委任している(規則第41条第1項)。

第1表 平成23年度職員採用試験(定例試験)の概要

項目 試験の種類	試験の職種及び採用予定人員	受験資格	申込受付期間	試験			合格発表	
				試験の実施時期	試験の種類	内 容 等		
大学卒業程度	行政 土木 総務 建設 農業 水産 林業 畜産 園芸 農芸化学 心理 保健師 薬剤師	70人程度 20人程度 5人程度 若干名 若干名 若干名 5人程度 5人程度 5人程度 5人程度	「保健師・薬剤師以外の職種」 昭和51年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた者 〔保健師〕 〔22歳～35歳〕 昭和51年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた者 〔保健師〕 〔21歳～35歳〕 昭和51年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた者 〔薬剤師〕 〔24歳～35歳〕	第一次	6月26日(日)	択一式 50題 時間 150分 専門試験 120分 (「保健師」及び「薬剤師」を除く。)	仙台市	7月7日(木)
				第二次	7月22日(金)～ 8月3日(水)	論文試験 120分 (「行政」, 「保健師」及び「薬剤師」に限る。) 専門試験 120分 (「行政」, 「保健師」及び「薬剤師」を除く。) 適性検査 職務を行うのに必要な適性についての検査		
				資格調査	7月25日(月)～ 8月3日(水)	公務員としての適格性についての人物面からの試験 (個別面接及び集団討論) 身体検査 健康診断書に基づく職務を行うのに必要な健康度についての審査 受験資格の有無, 受験申込書に記入された内容の真否等についての調査	仙台市	8月19日(金)
				試験の種別	教養試験 専門試験 論文試験 適性検査 人物試験 身体検査 資格調査			
短期大学卒業程度	学校事務 警務事務 建設 機械 電気 学校栄養士	25人程度 15人程度 若干名 若干名 若干名	「学校栄養士以外の職種」 昭和62年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者 〔20歳～24歳〕 F「学校栄養士」 昭和62年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者 〔20歳～24歳〕	第一次	9月25日(日)	択一式 50題 時間 150分 専門試験 120分 (「学校事務」, 「警察事務」, 「建築」及び「電気」に限る。) 短答式 10題 時間 120分 (「機械」に限る。)	仙台市	10月6日(木)
				第二次	10月24日(月)～ 11月4日(金)	論文試験 80分 適性検査 職務を行うのに必要な適性についての検査 人物試験 公務員としての適格性についての試験 (個別面接及び集団討論) 身体検査 健康診断書に基づく職務を行うのに必要な健康度についての審査 受験資格の有無, 受験申込書に記入された内容の真否等についての調査		
				資格調査	10月31日(月)～ 11月4日(金)	公務員としての適格性についての試験 (個別面接及び集団討論) 身体検査 健康診断書に基づく職務を行うのに必要な健康度についての審査 受験資格の有無, 受験申込書に記入された内容の真否等についての調査	仙台市	11月18日(金)
				試験の種別	教養試験 専門試験 論文試験 適性検査 人物試験 身体検査 資格調査			
高等学校卒業程度	事務 一般事務 (学校事務) 警務事務 警務事務 総合工 水産 林業	65人程度 30人程度 25人程度 10人程度 若干名 若干名	平成2年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者 〔18歳～21歳〕	第一次	9月25日(日)	択一式 50題 時間 120分 専門試験 100分 (「総合土木」及び「林業」に限る。) 短答式 10題 時間 100分 (「水産」に限る。)	仙台市	10月6日(木)
				第二次	10月24日(月)～ 10月29日(土)	作文試験 60分 適性検査 職務を行うのに必要な適性についての検査 人物試験 公務員としての適格性についての試験 (個別面接) 身体検査 健康診断書に基づく職務を行うのに必要な健康度についての審査 受験資格の有無, 受験申込書に記入された内容の真否等についての調査		
				資格調査	10月24日(月)～ 10月29日(土)	公務員としての適格性についての試験 (個別面接) 身体検査 健康診断書に基づく職務を行うのに必要な健康度についての審査 受験資格の有無, 受験申込書に記入された内容の真否等についての調査	仙台市	11月18日(金)
				試験の種別	教養試験 専門試験 作文試験 適性検査 人物試験 身体検査 資格調査			

項目 試験の種類	試験の職種及び採用予定人員	受験資格	申込受付期間	試験			試験地	合格発表
				試験の実施時期	試験の種目	内容等		
警察官 A	警察官 A (男性/一般) 110人程度 警察官 A (男性/武道指 導) 5人程度 警察官 A (女性) 15人程度	昭和53年4月2日以降に生まれた者 で、学校教育法による大学(短期大学 を除く。)の卒業者又は平成24年3月 31日までに卒業する見込みの者及びこ れらと同等以上の経歴を有すると認め られる者 (～33歳)	5月20日(金)～ 6月17日(金)	第一次	7月10日(日)	教養試験 択一式 50題 時間 150分 実技試験 武道(柔道又は剣道)についての実技試験(警察官A(男性/武道指導)に限る。)	仙台市	7月20日 (水)
						論文試験 時間 80分 (第2次試験として評価)		
				第二次	8月4日(木) その1	適性検査 職務を行うのに必要な適性についての検査		
				第二次	8月5日(金)～ 8月11日(木) その2	身体検査 胸部疾患、伝染性疾患等についての医学的検査及び警察官としての職務を行うのに必 要な身体についての検査 人物試験 警察官としての適格性についての人物面からの試験(個別面接) 体力検査 警察官としての職務を行うのに必要な体力を有するか否かについての検査及び四肢・ 関節機能等についての検査		
			資格調査			受験資格の有無、受験申込書に記入された内容の真否等についての調査		
警察官 B	警察官 B (男性) 55人程度 警察官 B (女性) 10人程度 (「警察官A」以外の者)	昭和53年4月2日から平成6年4月1 日までに生まれた者。ただし、学校教育 法による大学(短期大学を除く。) の卒業者又は平成24年3月31日までに 卒業する見込みの者及びこれらと同等 以上の経歴を有すると認められる者を 除く。 (18歳～33歳)	7月29日(金)～ 8月26日(金)	第一次	9月18日(日)	教養試験 択一式 50題 時間 120分 作文試験 時間 60分 (第2次試験として評価)	仙台市	9月29日 (木)
						適性検査 職務を行うのに必要な適性についての検査		
				第二次	10月11日(火) その1	身体検査 胸部疾患、伝染性疾患等についての医学的検査及び警察官としての職務を行うのに必 要な身体についての検査		
				第二次	10月12日(水)～ 10月17日(月) その2	人物試験 警察官としての適格性についての人物面からの試験(個別面接) 体力検査 警察官としての職務を行うのに必要な体力を有するか否かについての検査及び四肢・ 関節機能等についての検査		
			資格調査			受験資格の有無、受験申込書に記入された内容の真否等についての調査		

(注) 1 受験資格の欄の年齢は、平成24年4月1日現在の満年齢である。

2 大学卒業程度試験の「保健師」にあつては、保健師の資格取得者又は平成24年4月30日までに取得見込みの者に限る。

3 「薬剤師」にあつては、薬剤師の資格取得者又は平成24年4月30日までに取得見込みの者に限る。

4 短期大学卒業程度試験の「学校栄養士」にあつては、栄養士の資格取得者又は平成24年3月31日までに取得見込みの者に限る。

5 「警察官A(男性/武道指導)」にあつては、柔道3段(大学卒業見込みの者に限り2段を含む。)以上あるいは剣道4段(大学卒業見込みの者に限り3段を含む。)以上に限る。

第2表 職員採用試験実施状況

試験区分		年度	申込者数 A	第一次試験			第二次試験		競争率 B/C	選択結果	
				受験者数 B	受験率 B/A	合格者数	受験者数	合格者数 C		採用	辞退等
大 学 卒 業 程 度	行政	22	1,140 人	828 人	72.6 %	183 人	168 人	63 人	13.1 倍	49 人	14 人
		23	1,099	754	68.6	188	167	75	10.1	63	12
	事務 補導員	22	61	45	73.8	12	12	5	9.0	5	0
		23	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小計	22	1,201	873	72.7	195	180	68	12.8	54	14
		23	1,099	754	68.6	188	167	75	10.1	63	12
	総合土木	22	73	54	74.0	25	19	14	3.9	13	1
		23	125	84	67.2	39	37	20	4.2	16	4
	建築	22	45	29	64.4	10	9	7	4.1	7	0
		23	50	25	50.0	11	7	3	8.3	3	0
	農業	22	60	42	70.0	21	20	8	5.3	7	1
		23	39	28	71.8	15	13	6	4.7	5	1
	水産	22	18	14	77.8	4	4	1	14.0	1	0
		23	17	17	100.0	4	4	1	17.0	1	0
	林業	22	43	29	67.4	11	8	5	5.8	5	0
		23	23	16	69.6	8	8	4	4.0	4	0
	畜産	22	13	7	53.8	2	1	1	7.0	1	0
		23	11	5	45.5	2	1	1	5.0	1	0
	園芸	22	28	21	75.0	11	10	7	3.0	7	0
		23	13	10	76.9	9	7	4	2.5	4	0
農芸化学	22	41	29	70.7	19	17	5	5.8	4	1	
	23	53	38	71.7	12	10	3	12.7	3	0	
心理	22	49	37	75.5	12	10	4	9.3	4	0	
	23	54	43	79.6	21	17	3	14.3	3	0	
保健師	22	16	12	75.0	7	7	3	4.0	3	0	
	23	24	19	79.2	12	12	6	3.2	6	0	
管栄養士	22	75	70	93.3	8	8	2	35.0	2	0	
	23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
薬剤師	22	29	23	79.3	23	18	9	2.6	9	0	
	23	20	16	80.0	13	12	5	3.2	4	1	
小計	22	490	367	74.9	153	131	66	5.6	63	3	
	23	429	301	70.2	146	128	56	5.4	50	6	
合計	22	1,691	1,240	73.3	348	311	134	9.3	117	17	
	23	1,528	1,055	69.0	334	295	131	8.1	113	18	

試験区分		年度	申込者数 A	第一次試験			第二次試験		競争率 B/C	選択結果		
				受験者数 B	受験率 B/A	合格者数	受験者数	合格者数 C		採用	辞退等	
短期 大学 卒業 程度	事務系	学校事務	22	415 人	334 人	80.5 %	66 人	60 人	23 人	14.5 倍	21 人	2 人
			23	301	240	79.7	94	81	35	6.9	28	7
	警察事務		22	207	159	76.8	21	19	9	17.7	8	1
			23	161	127	78.9	35	31	10	12.7	9	1
	小計		22	622	493	79.3	87	79	32	15.4	29	3
			23	462	367	79.4	129	112	45	8.2	37	8
	技術系	建築	22	5	1	20.0	1	1	0	-	-	-
			23	4	2	50.0	2	2	2	1.0	2	0
	機械		22	10	7	70.0	1	1	1	7.0	1	0
			23	7	7	100.0	2	2	0	-	-	-
	電気		22	16	13	81.3	9	8	2	6.5	2	0
			23	10	7	70.0	6	5	1	7.0	1	0
	学業系	校養士	22	23	20	87.0	4	4	1	20.0	1	0
			23	36	32	88.9	4	4	1	32.0	1	0
	保育士		22	15	13	86.7	3	3	2	6.5	2	0
			23	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小計		22	69	54	78.3	18	17	6	9.0	6	0
			23	57	48	84.2	14	13	4	12.0	4	0
合計		22	691	547	79.2	105	96	38	14.4	35	3	
		23	519	415	80.0	143	125	49	8.5	41	8	
高等 学校 卒業 程度	事務系	事務	22	489	425	86.9	164	155	65	6.5	42	23
			23	447	392	87.7	211	201	86	4.6	69	17
	内務	一般事務	22	296	250	84.5	99	94	35(2)	-	18	17
			23	257	221	86.0	124	120	42(0)	-	32	10
	学校事務		22	118	105	89.0	44	41	26(8)	-	20	6
			23	116	105	90.5	55	51	33(10)	-	28	5
	警察事務		22	75	70	93.3	21	20	4(0)	-	4	0
			23	74	66	89.2	32	30	11(0)	-	9	2
	小計		22	489	425	86.9	164	155	65	6.5	42	23
			23	447	392	87.7	211	201	86	4.6	69	17
	技術系	総合土木	22	12	11	91.7	7	7	3	3.7	2	1
			23	11	10	90.9	9	9	4	2.5	4	0
	水産		22	2	2	100.0	1	1	1	2.0	1	0
			23	2	2	100.0	0	-	-	-	-	-
	林業		22	13	12	92.3	5	5	2	6.0	1	1
			23	9	9	100.0	4	4	1	9.0	0	1
	小計		22	27	25	92.6	13	13	6	4.2	4	2
			23	22	21	95.5	13	13	5	4.2	4	1
合計		22	516	450	87.2	177	168	71	6.3	46	25	
		23	469	413	88.1	224	214	91	4.5	73	18	

試験区分	年度	申込者数 A	第一次試験			第二次試験		競争率 B/C	選択結果		
			受験者数 B	受験率 B/A	合格者数	受験者数	合格者数 C		採用	辞退等	
警察官	警察官 A (男性/一般)	22	1,299 人	1,077 人	82.9 %	373 人	334 人	120 人	9.0 倍	97 人	23 人
		23	1,192	973	81.6	393	354	118	8.2	89	29
	警察官 A (男性/武道指導)	22	11	11	100.0	2	2	1	11.0	1	0
		23	10	10	100.0	3	3	1	10.0	1	0
	警察官 B (男性)	22	692	621	89.7	251	238	51	12.2	43	8
		23	563	480	85.3	202	190	52	9.2	43	9
	警察官 A (女性)	22	275	208	75.6	51	48	13	16.0	10	3
		23	214	159	74.3	61	55	20	8.0	12	8
	警察官 B (女性)	22	134	119	88.8	31	29	6	19.8	5	1
		23	118	94	79.7	31	28	8	11.8	5	3
	合計	22	2,411	2,036	84.4	708	651	191	10.7	156	35
		23	2,097	1,716	81.8	690	630	199	8.6	150	49
総計	22	5,309	4,273	80.5	1,338	1,226	434	9.8	354	80	
	23	4,613	3,599	78.0	1,391	1,264	470	7.7	377	93	

- 注) 1 高等学校卒業程度の第二次試験「合格者数」欄の()内の数字は、第2志望、第3志望での合格者の内書である。
- 2 平成23年度に係る選択結果は、平成24年4月1日現在のものである。(大学卒業程度「保健師」及び「薬剤師」については、採用予定を含む。)

第3表 職員採用試験（定例試験）受験申込者数等の推移（平成14年度以降）

年度		14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
事項											
大学卒業程度	(人)	(804)	(1,061)	(1,139)	(1,192)	(970)	(889)	(1,024)	(1,075)	(1,201)	(1,099)
	申込者数	1,246	1,567	1,625	1,766	1,405	1,258	1,395	1,446	1,691	1,528
	(人)	(572)	(802)	(850)	(923)	(753)	(664)	(736)	(751)	(873)	(754)
	受験者数	911	1,205	1,226	1,374	1,102	946	1,024	1,029	1,240	1,055
	(人)	(18)	(28)	(38)	(27)	(25)	(32)	(35)	(57)	(68)	(75)
合格者数	49	63	73	63	56	62	69	98	134	131	
(倍)	(31.8)	(28.6)	(22.4)	(34.2)	(30.1)	(20.8)	(21.0)	(13.2)	(12.8)	(10.1)	
競争率	18.6	19.1	16.8	21.8	19.7	15.3	14.8	10.5	9.3	8.1	
(人)	(16)	(27)	(35)	(25)	(23)	(28)	(31)	(52)	(54)	(63)	
採用者数	41	61	67	58	53	54	63	90	117	113	
短期大学卒業程度	(人)	(961)	(827)	(763)	(661)	(502)	(400)	(384)	(590)	(622)	(462)
	申込者数	1,115	974	862	741	584	418	391	664	691	519
	(人)	(751)	(622)	(599)	(516)	(385)	(296)	(283)	(438)	(493)	(367)
	受験者数	874	748	675	579	455	312	287	503	547	415
	(人)	(20)	(13)	(25)	(18)	(20)	(17)	(18)	(26)	(32)	(45)
合格者数	31	25	34	27	26	18	19	34	38	49	
(倍)	(37.6)	(47.8)	(24.0)	(28.7)	(19.3)	(17.4)	(15.7)	(16.8)	(15.4)	(8.2)	
競争率	28.2	29.9	19.9	21.4	17.5	17.3	15.1	14.8	14.4	8.5	
(人)	(16)	(13)	(21)	(18)	(17)	(15)	(14)	(23)	(29)	(37)	
採用者数	26	24	30	26	23	16	15	31	35	41	
高等学校卒業程度	(人)	(725)	(691)	(655)	(693)	(571)	(415)	(428)	(454)	(489)	(447)
	申込者数	764	739	681	709	577	421	436	475	516	469
	(人)	(638)	(621)	(587)	(620)	(511)	(361)	(372)	(386)	(425)	(392)
	受験者数	673	661	609	634	517	367	379	407	450	413
	(人)	(47)	(35)	(55)	(35)	(28)	(28)	(33)	(50)	(65)	(86)
合格者数	51	39	57	38	30	30	33	54	71	91	
(倍)	(13.6)	(17.7)	(10.7)	(17.7)	(18.3)	(12.9)	(11.3)	(7.7)	(6.5)	(4.6)	
競争率	13.2	16.9	10.7	16.7	17.2	12.2	11.5	7.5	6.3	4.5	
(人)	(31)	(21)	(47)	(23)	(23)	(22)	(25)	(30)	(42)	(69)	
採用者数	31	25	49	26	25	24	25	33	46	73	
小計	(人)	(2,490)	(2,579)	(2,557)	(2,546)	(2,043)	(1,704)	(1,836)	(2,119)	(2,312)	(2,008)
	申込者数	3,125	3,280	3,168	3,216	2,566	2,097	2,222	2,585	2,898	2,516
	(人)	(1,961)	(2,045)	(2,036)	(2,059)	(1,649)	(1,321)	(1,391)	(1,575)	(1,791)	(1,513)
	受験者数	2,458	2,614	2,510	2,587	2,074	1,625	1,690	1,939	2,237	1,883
	(人)	(85)	(76)	(118)	(80)	(73)	(77)	(86)	(133)	(165)	(206)
合格者数	131	127	164	128	112	110	121	186	243	271	
(倍)	(23.1)	(26.9)	(17.3)	(25.7)	(22.6)	(17.2)	(16.2)	(11.8)	(10.9)	(7.3)	
競争率	18.8	20.6	15.3	20.2	18.5	14.8	14.0	10.4	9.2	6.9	
(人)	(63)	(61)	(103)	(66)	(63)	(65)	(70)	(105)	(125)	(169)	
採用者数	98	110	146	110	101	94	103	154	198	227	

事 項		年 度										
		14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	
警 察 官	(人) 申 込 者 数	2,542	2,350	2,876	2,498	2,380	2,096	1,685	2,303	2,411	2,097	
	(人) 受 験 者 数	2,224	2,042	2,487	2,164	1,986	1,723	1,373	1,921	2,036	1,716	
	(人) 合 格 者 数	147	124	233	212	258	252	196	185	191	199	
	(倍) 競 争 率	15.1	16.5	10.7	10.2	7.7	6.8	7.0	10.4	10.7	8.6	
	(人) 採 用 者 数	119	93	182	176	210	196	155	145	156	150	
合 計	(人) 申 込 者 数	5,667	5,630	6,044	5,714	4,946	4,193	3,907	4,888	5,309	4,613	
	(人) 受 験 者 数	4,682	4,656	4,997	4,751	4,060	3,348	3,063	3,860	4,273	3,599	
	(人) 合 格 者 数	278	251	397	340	370	362	317	371	434	470	
	(倍) 競 争 率	16.8	18.5	12.6	14.0	11.0	9.2	9.7	10.4	9.8	7.7	
	(人) 採 用 者 数	(63) 217	(61) 203	(103) 328	(66) 286	(63) 311	(65) 290	(70) 258	(105) 299	(125) 354	(169) 377	

注) () 内の数字は、事務系職種のもので内書である。

第4表 平成23年度職員採用選考考査実施状況

区 分	申込者	受考者数 A	適格者数 B	競争率 A/B	実施年月日
獣 医 師	人 12	人 10	人 6	倍 1.7	23. 6. 26 (一次) 23. 7. 19~20 (二次)
福 祉 総 合	12	7	1	7.0	23. 6. 26 (一次) 23. 7. 19 (二次)
原 子 核 工 学	3	3	0	—	23. 6. 26 (一次) 23. 7. 19 (二次)
電 気 ・ 電 子 ・ 情 報 系	21	18	1	18.0	23. 6. 26 (一次) 23. 7. 19 (二次)
化 学 工 学 系	13	11	1	11.0	23. 6. 26 (一次) 23. 7. 19 (二次)
学 芸 員 (技術職員)美術史 ※1	32	30	1	30.0	23. 6. 26 (一次) 23. 7. 19 (二次)
国 際 捜 査 官 (北 京 語)	10	8	0	—	23. 7. 10 (一次) 23. 8. 4~5 (二次)
児 童 自 立 支 援 専 門 員	1	1	1	1.0	23. 9. 25 (一次) 23. 10. 19 (二次)
埋 蔵 文 化 財 担 当 技 術 職 員	10	10	2	5.0	23. 9. 25 (一次) 23. 10. 19~20 (二次)
学 芸 員 (美 術 史) ※2	13	12	1	12.0	23. 9. 25 (一次) 23. 10. 19 (二次)
学 芸 員 (技術職員)(日本史中近世史) ※2	28	25	1	25.0	23. 9. 25 (一次) 23. 10. 19~20 (二次)
海 技 従 事 者 (技 術 職 員)	1	1	1	1.0	23. 9. 25 (一次) 23. 10. 19 (二次)
鑑 識 職 (技 術 職 員)(足 こん 跡)	25	22	1	22.0	23. 9. 25 (一次) 23. 10. 19 (二次)
身 体 障 害 者 特 別 (一 般 事 務 / 大 学 卒 業 程 度)	3	3	2	1.5	23. 12. 6 (一次) 24. 1. 12 (二次)
身 体 障 害 者 特 別 (警 察 事 務 / 短 期 大 学 卒 業 程 度)	2	2	1	2.0	23. 12. 6 (一次) 24. 1. 12 (二次)
身 体 障 害 者 特 別 (一 般 事 務 ・ 学 校 事 務 / 高 等 学 校 卒 業 程 度)	6	5	2	2.5	23. 12. 6 (一次) 24. 1. 12 (二次)
(特 定 業 務 等 従 事) 一 般 職 任 期 付 職 員 (土 木)	88	78	34	2.3	24. 2. 5 (一次) 24. 2. 24~29 (二次)
計	280	246	56	4.4	

※1は、宮城県美術館等勤務

※2は、東北歴史博物館等勤務

第5表 平成23年度採用・転任選考承認状況

区分	職種又は職名	任命権者					計
		知事 (人)	教育 (人)	警察 (人)	企業 (人)	その他 (人)	
採用	獣医師	6					6
	児童自立支援専門員	1					1
	福祉総合	1					1
	電気・電子・情報系	1					1
	化学工学系	1					1
	医師	16					16
	埋蔵文化財担当技術職員		1				1
	学芸員(技術職員)美術史※1		1				1
	学芸員(美術史)※2		1				1
	学芸員(日本史(中・近世史))※2		1				1
	鑑識職(足こん跡)技術職員			1			1
	事務(身体障害者)	3	1	1			5
	小計		29	5	2	0	0
採用	部長級						0
	次長級	3					3
	課長級	3	1	6			10
	補佐級	1		1			2
	係長(主任主査)級	1	1	22			24
	主事・技師級		1	253			254
小計		8	3	282	0	0	293
転任	部長級						0
	次長級		1				1
	課長級	5	14				19
	補佐級	8	17	1			26
	係長(主任主査)級	7	3				10
	主事・技師級						0
	小計	20	35	1	0	0	56
計		57	43	285	0	0	385

※1は、宮城県美術館等勤務

※2は、東北歴史博物館等勤務

第6表 平成23年度職員採用状況 (23. 4. 1～24. 3. 31)

区 分		22年度 競争 試験 合格者	採用者	全採用 者に 占める 割合	採用者の任命権者別内訳							
					知 事	教 育		警 察	企 業	病 院	その他	
						教 育 学 校	立 校					小・中 学 校
競 争 試 験	事 務 系	大卒程度	人 68	人 56 (10)	% 8.4	人 51 (10)	人	人	人 5	人	人	人
		短大卒程度	32	36 (7)	5.4		6 (2)	22 (5)	8			
		高卒程度	65	42	6.3	18	11	9	4			
		小 計	165	134 (17)	20.1	69 (10)	17 (2)	31 (5)	17			
	技 術 系	大卒程度	66	63 (3)	9.4	63 (3)						
		短大卒程度	6	6	0.9	5	1					
		高卒程度	6	4	0.6	4						
		小 計	78	73 (3)	10.9	72 (3)	1					
	警 察 官	191	141 (27)	21.1				141 (27)				
	合 計	434	348 (47)	52.1	141 (13)	18 (2)	31 (5)	158 (27)				
選 考	書 類 選 考	事務系		6	0.9	4	2					
		技術系		19	2.8	17			2			
		警察官		274	41.0				274			
		小 計		299	44.7	21	2		276			
	考 査 選 考	事務系		3	0.4	1	1		1			
		技術系		18	2.7	13	1		4			
		警察官		1	0.1				1			
		小 計		22	3.2	14	2		6			
	合 計		321	47.9	35	4		282				
	総 計	434	669 (47)	100.0	176 (13)	22 (2)	31 (5)	440 (27)				

※ () 内は平成23年度採用試験合格者のうち、平成23年度中に採用された者の数で、内数である。

第7表 平成23年度昇任選考実施状況

任命権者 職位又は階級		知事部局	教育委員会	警察	企業	病院	その他	計
		(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
一般職員等	部長級	12						12
	次長級	51	9	1	1		3	65
	課長級	211	16	4	5		3	239
	小計	274	25	5	6	0	6	316
警察官	部長級			7				7
	警視			18				18
	小計			25				25
計		274	25	30	6	0	6	341

2 職員の給与等に関する報告及び給与に関する勧告

1 給 与

(1) 改定方針

例年、職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、月例給について4月における職員給与水準と民間給与水準の精密な比較を行ってきたところであるが、本年は、職種別民間給与実態調査を行っていないため、職員給与との比較対象データは存在しない。

一方、我が国の災害史上未曾有の規模となった東日本大震災により、県内の民間事業所が多なる被害を受けている。

例えば、本年4月に日本銀行仙台支店が発表した「経済の動き」によれば、「東北地域の景気は、これまで持ち直しの動きを続けてきたが、東日本大震災により、太平洋側を中心としたきわめて広範な地域が被災し、社会インフラ、生産・営業用設備の棄損が生じたことから、経済的にも甚大な被害が生じている。現在、社会インフラを中心に復旧に向けた懸命な取り組みが進められているが、生産・営業用設備や物流拠点の再構築には、相応の時間を要するものと考えられ、経済活動面での制約から当面悪影響が続くことが懸念される。」とされている。

また、これを裏付けるように、経済産業省が発表した本県の鉱工業生産指数では、対前年同月比で本年3月がマイナス52.7、4月がマイナス48.8と大幅な下落となっている。

さらに、雇用情勢についてみても、厚生労働省がまとめたところによると、雇用保険の受給者実人員が8月の対前年比で2倍以上を示すなど極めて厳しい状況にあると言える。

こうした中、本委員会としては、上記のように県内の経済・雇用情勢等が厳しい状況にあること、また、本年の人事院勧告の基礎となる職種別民間給与実態調査の結果には、本県、岩手県及び福島県の3県のデータが含まれていない中で、全国的に見て民間が公務を下回っている状況にあることから、比較対象データが存在しない中で極めて異例ではあるが、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第14条に定める情勢適応の原則及び同法第24条に定める均衡の原則に照らし、月例給について人事院勧告に準じて給料表を改定することが適当であるとの結論に達した。

このほか、平成19年度から実施した給与構造改革における経過措置額については、人事院勧告に準拠して廃止し、高齢層職員の給与水準の是正を図る必要がある。

(2) 改定すべき事項

上記の改定方針を実現するため、次のとおり所要の改定を行うこととした。

イ 給料表

行政職給料表については、人事院勧告に準じて給料表を改定し、50歳台の職員が在職する号俸に重点を置いて引き下げ、40歳台前半層が在職する号俸を目途として収れんさせる。

なお、再任用職員の給料月額についても、再任用職員以外の職員の給料月額の改定に準じた改定を行う。

行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を考慮して、給料月額の下げ改定を行うものとする。ただし、医療職給料表（一）については、医師の処遇を確保する観点から、引下げ改定は行わないこととする。また、第2号任期付研究員に適用される給料表についても、若手研究員を対象とした給料表であることから、引下げ改定は行わないこ

ととする。

ロ 給与構造改革に伴う経過措置の算定基礎となる額の取扱い

給料月額について、イの改定が行われることを踏まえ、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成19年宮城県条例第46号）附則第9項から附則第11項までの規定による給料（経過措置額）についても、医療職給料表（一）適用職員及び第2号任期付研究員を除き、人事院勧告に準じて、引き下げることとするが、引下げ後の経過措置額の算定の基礎となる額は、平成19年3月31日において受けていた給料月額に、その者に係る一昨年及び昨年の経過措置額の引下げ率並びに本年の行政職給料表の最大の号俸別改定率（ $\Delta 0.49\%$ ）を考慮して定めた率を乗じて得た額とする。

(3) 改定の実施時期等

本年の給与改定は、職員の給与水準を引き下げる内容の改定であるため、この改定を実施するための条例の規定は、人事院勧告による所要の調整措置と同様の措置を講ずることとした上で、遡及することなく、公布日の属する月の翌月の初日（公布日が月の初日であるときは、その日）から施行する。

例年、職員と民間の給与は4月時点で比較し均衡を図ることとしており、遡及改定を行わない場合であっても、4月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る較差相当分を解消し、年間給与で職員と民間の均衡を図る観点からの所要の調整を併せて行っている。従って、本年は本県の民間給与調査結果との比較に基づいた調整ではないが、人事院勧告に準じて年間調整を行う必要がある。

この年間調整については、施行後速やかに行われる必要があるが、月例給は月々の生活に充てられるものであることからすれば、特別給としての期末手当で行うことがより適切と考えられる。そこで、本年12月期の期末手当の額において、本年4月からこの改定の実施の日の前日までの間の較差相当分について制度的に調整するよう所要の措置を講ずることとする。

ただし、本年は比較対象となる本県の民間給与水準のデータが存在しないことから、較差相当分として改定額を用いることとする。この場合において、若年層等の引下げ改定を行わない給料月額を受ける職員（経過措置額を受ける職員を除く。）については、調整を行うことは適当ではないため、本年の調整は、昨年と同様の考え方に基づき、全職員に係る改定率（本年の場合、 $\Delta 0.29\%$ ）に代えて、引下げ改定が行われる給料月額又は経過措置額を受ける職員によって行政職給料表適用職員全体の改定額の総額を負担することとして求められる率（調整率）によって行うことが適当である。

具体的な調整方法としては、引下げ改定が行われる給料月額又は経過措置額を受ける職員について、本年4月に受けた民間給与との比較の基礎となる給与種目の給与額の合計額に調整率（ $\Delta 0.41\%$ ）を乗じて得た額に、本年4月からこの改定の実施の日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額と、本年6月に支給された期末手当及び勤勉手当に当該調整率を乗じて得た額を合算した額を基にして調整することとする。また、行政職給料表以外の給料表についても、引下げ改定が行われない医療職給料表（一）及び第2号任期付研究員に適用される給料表を除き、行政職給料表と同様の調整を行う。

(4) 教職員の給与

へき地教育振興法（昭和 29 年法律第 143 号）については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 37 号）により改正されたところである。今後は、法改正の趣旨を踏まえ、へき地学校等の指定基準及びへき地手当の支給基準等について、他の地方公共団体の動向に留意しながら適切に対応していく必要がある。

(5) 給与構造改革に伴う経過措置額の取扱い

平成 19 年度から実施した給与構造改革については、本年 4 月の地域手当完全支給をもって当初予定していた施策の導入・実施は終了したところである。

本委員会は、昨年の給与に関する報告の中で、高齢層職員と民間との給与差について、国と同様に高齢層職員の給与水準が民間を相当程度上回る傾向がみられると言及し、国における公務員の高齢期の雇用問題に関連した給与水準・給与体系等の動向を注視していくこととしたところである。人事院は本年度、制度改革として意見の申出を行った平成 25 年度からの定年の段階的な引上げを見据え、経過措置額の廃止を勧告した。本県においても、人事院勧告との均衡を考慮し、経過措置額を廃止することが適当である。

2 人事管理

(1) 新たな公務員制度に対応した人事運営

国においては、平成 20 年に制定された国家公務員制度改革基本法（平成 20 年法律第 68 号）に基づき、これまで能力・実績に基づく人事評価制度の施行や退職管理基本方針を閣議決定するなど国家公務員制度改革が進められてきた。

本年 6 月には同法に基づき、幹部人事の一元管理その他の人事制度改革、退職管理の一層の適正化及び自律的労使関係制度の措置等を推進するために、「国家公務員法等の一部を改正する法律案」をはじめとする国家公務員制度改革関連法案が国会に提出され、人事院ではこれらに対し、民間とは異なる国家行政や国家公務員の労使関係の特徴を示し、人事行政の公正の確保及び協約締結権付与に関する論点を提示するなど、公務員制度改革のさらなる具体化に向けた議論が深められようとしている。

国家公務員と地方公務員とでは、制度・背景に異なる面はあるものの、今後地方公務員においても国家公務員と同様の改革が進められると見込まれる事項も多く、給与制度など公務員制度に対する住民の関心も高いことから、今後の公務員制度改革の方向性と時代の要請・変化を見据えた上で、全体の奉仕者として、質の高い行政サービスを安定的に提供し、全力で職務を遂行していくための人事管理システム全般の在り方について検討を進める必要がある。

(2) 有為な人財の確保

ますます複雑・高度化する行政需要に加え、現在本県では甚大な被害をもたらした東日本大震災からの復興へ向けた各種施策にも集中的に取り組んでいるところである。

このような厳しい行財政運営が求められている状況下においては、従来にも増して県民の信頼と期待に応えうる優れた能力、高い志と熱い想いを併せ持った有為な人財が求められている。

近年の採用試験においては、退職者数の増加などの影響により採用予定者数が増加傾向にあるが、少子化等の影響による受験対象年齢人口が減少する中、真に有為な人財を確保していく

ため、民間志望者層を含む潜在的な公務員志望者層の掘り起こしにも積極的に取り組む必要がある。

そのためには、各種就職説明会やセミナーへの参加、オープンオフィスの開催といったこれまでの応募者確保対策に加え、学生等の就職情報収集手段の主流となっているインターネットの就職情報サイトの活用等、より幅広い応募者確保対策を図るとともに、県の政策や施策の紹介等を通じ、本県職員として働くことの魅力を効果的に発信していくことが重要である。

また、国においては、これまでの国家公務員採用試験の体系の見直し等を行い、来年度から新たな採用試験を行うこととしている。

本県においても、専門職大学院の設置等人財供給構造が変化していること等を踏まえ、平成 20 年度から実施している受験上限年齢引上げによる効果の十分な検証を行った上で、必要な採用試験制度の研究・検討を進めていく必要がある。

(3) 人財の育成と登用

地方主権型社会において、ますます多様化・高度化する行政需要に適確に対応していくためには、職員一人ひとりの職員の意欲と能力を引き出し、効率的で質の高い行政を行っていくことが求められている。そして未曾有の国難となった東日本大震災からの復興においては、甚大な被害を被った自治体の職員として、一人ひとりがその政策力を十分に発揮し、住民の期待と要請に応じていくことが求められる。

本県では、平成 18 年 3 月に策定された「みやぎ人財育成基本方針」に基づき、公務員としての高い倫理観をしっかりと備え、自分がなすべきことを自分で考えて行動し、さらに組織の一員であることを自覚し、組織の期待と要請に応えようと行動する「自律的に行動する職員」の育成に取り組んできており、そのために必要な研修制度及び人財マネジメントシステムの導入に取り組んできた。今後もこれらのより一層の活用を図るとともに、限られた人財を最大限に活用するための適切な人事配置に努める必要がある。

また、職員の能力を最大限に引き出すためには、年功的な昇進管理にとらわれずに能力と実績に応じた職員の登用が重要であり、特に女性職員の登用については、近年の職員採用試験合格者に占める女性の割合が 4 割から 5 割程度で推移していることから、職域の一層の拡大とキャリア形成促進を図り、積極的に登用していくことが求められる。

(4) 高齢期の雇用問題への対応

公的年金の支給開始年齢の段階的引上げに伴い、官民ともに平成 25 年度以降、60 歳で定年退職となる場合には公的年金が支給されず無収入となる期間が生じることとなる。

また、本格的な高齢社会を迎え、今後労働力人口が減少し、必要な人財の確保が困難となることが見込まれる中、高齢者の雇用を推進し、年齢にかかわらず働く意欲と能力のある者を十分活用していくことが社会全体の課題となっている。

このような状況を踏まえ、本年 9 月に「定年を段階的に 65 歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出」が人事院から出されたところである。

この意見の申出においては、「公的年金の支給開始年齢の引上げに合わせて、平成 25 年度から平成 37 年度に向けて、定年を段階的に 65 歳まで引き上げることが適当」とし、その際の 60 歳を超える職員の年間給与水準、能力・実績に基づく人事管理の徹底や役職定年制の導入等に

より組織活力を維持する方策等を講じる旨の人事院の基本的考え方が示された。

高齢期の雇用問題への対応については、これまでも本報告で言及してきたところである。人事院の意見の申出を受け、国では国家公務員法等の改正に向けた具体的な検討が進められると思われるが、その検討状況や他の都道府県の動向を注視しつつ、本県においても定年を段階的に引き上げた場合における、例えば現行の再任用制度との整合、役職定年制や短時間勤務制等の導入の可否、あるいは安定的な新規採用を可能とするための定員上の措置の検討など、職員の雇用と年金支給との連携の確保に必要な条件整備等を円滑に実施できるように具体の準備を進める必要がある。

3 公務運営の改善

(1) 週休日の確実な取得、時間外勤務の縮減と年次有給休暇の取得促進

未曾有の国難となった東日本大震災の発生以降、職員は、献身的にその責務を果たしてきた。

平成 22 年度の時間外勤務については、東日本大震災への対応のため、一人当たり月平均 14.0 時間と、前年度と比べて 4.0 時間の増加となった。特に平成 23 年 3 月における時間外勤務は 59.5 時間であり、多くの職員が長時間の勤務に従事した。

本県の復旧・復興を支える職員の心身にわたる健康の保持、労働意欲や活力の維持のために、各任命権者においては、週休日の確実な取得や時間外勤務の縮減による適正な勤務時間の管理を図ることが重要である。また、災害対応業務により年次有給休暇の取得が困難となっている職員も多いと思われるが、家族とともに過ごす時間を増やすことなどにより疲れを癒すためにも、取得しやすい環境づくりに一層努めていく必要がある。

(2) 健康管理の充実

東日本大震災による災害復旧・復興関連業務が長期化する中、疲労の蓄積による体調不良等が懸念される。職員自身や家族の被災及び災害対応による業務変化や長時間労働など、職員のストレスは大きなものであり、管理監督者による職員のストレス状況の把握、職場におけるストレス要因の軽減・除去及び勤務環境の向上といった予防や早期発見等の対策が非常に重要である。

また、近年、いわゆるパワー・ハラスメント問題への取組が重要になってきており、該当するとされる具体的な言動や注意すべき事項について十分に啓発していく必要がある。

任命権者においては、職員の健康調査のほか、管理監督者向けにメンタルヘルスマネジメントやパワー・ハラスメントの研修会を開催するなどその対策に取り組んでいるところであるが、引き続き積極的な取組を求めるものである。

(3) 仕事と生活の調和のための環境整備

少子高齢化が進展し、核家族世帯数が高い割合で推移する中で、育児や介護に責任を有する職員への理解と対応が重要である。

本年 3 月に策定された宮城県男女共同参画基本計画（第 2 次）において、民間を含めた県全体の男性の育児休業取得率については、平成 28 年度で 10%が目標とされている。昨年度の男性職員の取得率は 1.6%と極めて低い状況にあり、各任命権者においては、取得促進に向けて積極的な取組が求められる。

そこで、本委員会としては、人事院の報告に準拠し、男性職員の育児休業取得促進の一助となるよう、現行制度では、育児休業の期間が1か月以下の場合には休業期間に比して大幅に減額される仕組みとなっている期末手当について、1回の承認に係る期間が1か月以下である育児休業を取得した職員については、本年12月期の期末手当より、支給割合を減じないための所要の措置を講ずることとする。

また、早出遅出勤務・短時間勤務制度の利用は増加傾向にあり、男性職員の利用も僅かずつではあるが増加している。今後もこれら各制度の一層の普及と円滑な運用が行われるよう期待するものである。

(4) 服務規律の確保

平成22年度に懲戒処分を受けた職員は、前年度と比較して大幅に増加しており、その中でも盗撮や痴漢などのわいせつな行為や公金の私的流用など、反社会的行為と言わざるを得ない非違行為が後を絶たず、誠に遺憾である。

宮城県民一丸となって東日本大震災からの復興に取り組まなければならない状況において、こうした職員の不祥事により県民を失望させることは決してあってはならない。

こうした不祥事の背景には、職員の危機意識の欠如や使命感・倫理観の欠落があると思われる。今後はこれまで以上に厳正な服務規律の確保と高い公務員倫理の保持が求められる。このため、任命権者において、不祥事の再発の防止策を講じるとともに、管理監督者による所属職員への十分な指導・監督を徹底させることが必要である。

4 実施の要請

人事委員会の給与勧告制度は、労働基本権が制約されている職員の適正な処遇を確保するため、地方公務員法の規定に基づき職員の給与水準を決定する仕組みとして、長年の経緯を経て県民の理解と支持を得ながら定着している。

本県職員は、それぞれの職場で複雑多様化する住民ニーズや課題に的確に応えるために、真摯に職務に精励し、県民生活の向上に取り組んでいる。特に、本年は東日本大震災という未曾有の大災害に見舞われ、多くの県民が被災した中であって、本県職員も自らが被災しながら震災復興に向けて休日をもいとわず日夜職務に精励している。

本年の勧告は、昨年、一昨年に続く引下げ改定とはなるが、情勢適応の原則及び均衡の原則に従い職員に対し適正な水準の処遇を確保することは、職員の努力や実績に報いるとともに、職員の士気の維持、高揚に欠くことのできないものであり、結果的に早期の震災復興にも結びつくものであると考える。また、今後にわたり有為な人財を確保・育成し、将来にわたって県の行政運営の安定を図るための基盤となるものである。

については、このような勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請する。

勸 告

本委員会は、別紙第 1 の報告に基づき、次の事項を実現するため、職員の給与に関する条例（昭和 32 年宮城県条例第 29 号）、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 15 年宮城県条例第 9 号）、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成 15 年宮城県条例第 10 号）及び職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 19 年宮城県条例第 46 号）を改正することを勧告する。

1 職員の給与に関する条例の改正

現行の給料表（医療職給料表（一）を除く。）を別記第 1 のとおり改定すること。

2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

現行の給料表を別記第 2 のとおり改定すること。

3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

現行の第 1 号任期付研究員に適用される給料表を別記第 3 のとおり改定すること。

4 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 19 年宮城県条例第 46 号）の改正

平成 19 年 3 月 31 日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（平成 21 年 12 月 1 日において次に掲げる職員である者にあつては、当該給料月額にそれぞれ次に定める割合を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額（職員の給与に関する条例附則第 29 項の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下「特定職員」という。）にあつては、55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（特定職員以外の者が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日）以後、当該額に 100 分の 99.3 を乗じて得た額）を給料として支給すること。

(1) 給料表の改定に伴う附則第 9 項の規定による給料の額の改定

- イ 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 19 年宮城県条例第 46 号。以下「平成 19 年改正条例」という。）附則第 9 項第 1 号に掲げる職員 100 分の 99.13
- ロ 平成 19 年改正条例附則第 9 項第 2 号に掲げる職員 100 分の 99.03
- ハ 平成 19 年改正条例附則第 9 項第 3 号に掲げる職員 100 分の 99.34

(2) 附則第 9 項から附則第 11 項までの規定による給料の廃止等

平成 19 年改正条例附則第 9 項の規定による給料の額については、平成 24 年 4 月 1 日以後、(1) による額からその半額（その額が 10,000 円を超える場合にあつては、10,000 円）を減じた額と

することとし、平成 25 年 4 月 1 日以後、平成 19 年改正条例附則第 9 項から附則第 11 項までの規定による給料は支給しないこととする。

5 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から実施すること。ただし、4 の(2)については、平成 24 年 4 月 1 日から実施すること。

(2) 平成 23 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置

イ 平成 23 年 12 月に支給する期末手当の額は、職員の給与に関する条例第 19 条の規定その他の期末手当に係る規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、(イ)及び(ロ)に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とすること。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しないこととする。

(イ) 平成 23 年 4 月 1 日（同月 2 日から同年 12 月 1 日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの（平成 19 年改正条例附則第 9 項から附則第 11 項までの規定の適用を受けない職員に限る。）、医療職給料表（一）の適用を受ける職員、第 2 号任期付研究員若しくは第 1 号任期付研究員若しくは特定任期付職員でその号俸が 1 号俸から 3 号俸までであるものからこれらの職員以外の職員（以下「減額改定対象職員」という。）となった者（同年 4 月 1 日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものを除く。）にあつては、その減額改定対象職員となった日（当該日が 2 以上あるときは、当該日のうち人事委員会規則で定める日）において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当（知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成 23 年宮城県条例第 11 号）による減額措置前の額）、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当の基礎額、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）及び教職調整額の月額合計額に 100 分の 0.41 を乗じて得た額に、同月からこの改定の実施の日の属する月の前月までの月数（同年 4 月 1 日から当該実施の日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の人事委員会規則で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して人事委員会規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号俸
行政職給料表	1 級	1 号俸から 93 号俸まで
	2 級	1 号俸から 76 号俸まで
	3 級	1 号俸から 60 号俸まで
	4 級	1 号俸から 44 号俸まで
	5 級	1 号俸から 36 号俸まで
	6 級	1 号俸から 28 号俸まで

	7 級	1号俸から 16号俸まで
	8 級	1号俸から 4号俸まで
公安職給料表	1 級	1号俸から 104号俸まで
	2 級	1号俸から 96号俸まで
	3 級	1号俸から 84号俸まで
	4 級	1号俸から 68号俸まで
	5 級	1号俸から 44号俸まで
	6 級	1号俸から 36号俸まで
	7 級	1号俸から 28号俸まで
	8 級	1号俸から 16号俸まで
	9 級	1号俸から 4号俸まで
教育職給料表（一）	1 級	1号俸から 104号俸まで
	2 級	1号俸から 84号俸まで
	特2級	1号俸から 60号俸まで
	3 級	1号俸から 36号俸まで
教育職給料表（二）	1 級	1号俸から 104号俸まで
	2 級	1号俸から 96号俸まで
	特2級	1号俸から 60号俸まで
	3 級	1号俸から 52号俸まで
研究職給料表	1 級	1号俸から 108号俸まで
	2 級	1号俸から 84号俸まで
	3 級	1号俸から 52号俸まで
	4 級	1号俸から 36号俸まで
	5 級	1号俸から 16号俸まで
医療職給料表（二）	1 級	1号俸から 85号俸まで
	2 級	1号俸から 84号俸まで
	3 級	1号俸から 68号俸まで
	4 級	1号俸から 56号俸まで
	5 級	1号俸から 40号俸まで
	6 級	1号俸から 28号俸まで
	7 級	1号俸から 16号俸まで
医療職給料表（三）	1 級	1号俸から 108号俸まで
	2 級	1号俸から 92号俸まで
	3 級	1号俸から 68号俸まで
	4 級	1号俸から 56号俸まで
	5 級	1号俸から 40号俸まで
	6 級	1号俸から 20号俸まで

(ロ) 平成 23 年 6 月 1 日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して人事委員会規則で定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.41 を乗じて得た額

ロ 平成 23 年 4 月 1 日から同年 12 月 1 日までの間において企業職員等であった者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものについては、イの額の算定に関し所要の措置を講ずること。

(3) その他所要の措置

(2)に掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の措置を講ずること。

(別記第 1，別記第 2，別記第 3 省略)

3 公平審査事務

本委員会は、本県職員並びに公平委員会事務を受託する市町村等の職員から提出される「勤務条件に関する措置の要求」及び「不利益処分についての不服申立て」の事案に係る公平審査を行っている。

(1) 勤務条件に関する措置の要求（地方公務員法第8条第1項第9号・第2項第1号関係）

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関して、人事委員会に対し地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができる（地方公務員法第46条）。措置要求ができる職員とは、地方公務員法第3条に規定する一般職職員であり、具体的には、一般行政事務職員、教育職員、警察職員及び消防職員が該当する。また、条件附採用期間中の職員及び臨時的任用職員も含まれる。

そして、措置要求があったときは、人事委員会は事案について審査を行い事案を判定し、その結果に基づいて、その権限に属する事項については自らこれを実行し、その他の事項については、当該事項に関し権限を有する地方公共団体の機関に対して、必要な勧告をしなければならないこととされている（地方公務員法第47条）。

この制度の目的は、勤務条件に関する職員の要求、苦情等を適切に解決することによって勤務条件の改善と適正化を図り、職員が安んじて職務に精励し得るようにし、公務能率を増進することにある。

平成23年度における措置要求の状況は次のとおりである。

○ 県 （平成24年3月31日現在）

事案名	措置要求年月日	措置要求者	要求の概要	処理年月日及び処理経過等
平成23年(措)第1号事案	23. 4. 16	教育委員会職員	職員の労働時間の適正把握等	H24. 1. 10 一部認容 一部却下
—	23. 7. 14	教育委員会職員	転任命令の撤回及び転任命令の処分理由書の交付	H23. 9. 6 却下

○ 市町村等 （平成24年3月31日現在）

事案名	措置要求年月日	措置要求者	要求の概要	処理年月日及び処理経過等
平成23年(措)第2号事案	23. 6. 3	受託団体職員	実際に時間外勤務をした時間どおり時間外手当を支給すること	H24. 2. 21 一部認容
平成23年(措)第3号事案	23. 6. 24	受託団体職員	実際に時間外勤務をした時間どおり時間外手当を支給すること	H24. 2. 21 一部認容
平成23年(措)第4号事案	23. 8. 1	受託団体職員	実際に時間外勤務をした時間どおり時間外手当を支給すること	H24. 2. 21 一部認容
平成23年(措)第5号事案	23. 8. 12	受託団体職員	実際に時間外勤務をした時間どおり時間外手当を支給すること	H24. 2. 21 一部認容

事 案 名	措置要求年月日	措置要求者	要 求 の 概 要	処理年月日及び処理経過等
平成23年(措)第6号事案	23.11.18	受託団体職員	実際に時間外勤務をした時間どおり時間外手当を支給すること	H24.3.19 一部認容
平成23年(措)第7号事案	23.11.2	受託団体職員	平成23年3月分の時間外勤務を適正に支給すること	審査中

(2) 不利益処分についての不服申立て（地方公務員法第8条第1項第10号・第2項第2号関係）

職員は、任命権者から懲戒その他その意に反すると認められる不利益な処分を受けたときは、人事委員会に対して行政不服審査法による不服申立てをすることができる（地方公務員法第49条、第49条の2）。

不服申立てができる職員とは、地方公務員法第3条に規定する一般職職員であり、具体的には、一般行政事務職員、教育職員、警察職員及び消防職員が該当する。

この不服申立てがなされた場合、人事委員会は事案を審査し、その結果に基づいて、任命権者の処分を適法かつ妥当と認めるときにはその処分を承認し、また、当該処分を違法又は不当と認めるときにはその処分を取り消し、あるいは修正する判定を行う。また、必要がある場合には、職員がその処分によって受けた不当な取扱いを是正するよう必要かつ適切な措置を任命権者に対し指示しなければならないこととされている（地方公務員法第50条）。

この制度は、不服申立てがあった処分について、中立、公平かつ専門的な行政機関である人事委員会がその処分の違法性及び不当性を適正かつ迅速に審査し、職員の権利、利益の保護を図ることにより、処分が適正に行われ、ひいては職員に安んじて職務に精励し得るようにすることをねらいとするものである。

平成23年度における不服申立ての処理状況は次表のとおりである。

○ 県

（平成24年3月31日現在）

事 案 名	不服申立年月日	不服申立人	処 分 者	処 分 の 内 容	処 分 理 由	処理年月日及び処理経過等
平成16年(不)第5号事案	16.11.15	教育委員会職員	教育委員会	分限免職	勤務実績不良 適格性欠如	H24.2.7 棄却
平成18年(不)第3号事案	18.12.11	知事部局員	知 事	懲戒減給2月	信用失墜行為	H23.4.8 取下げ
平成21年(不)第1号事案	21.5.18	教育委員会職員	教育委員会	懲戒免職	信用失墜行為	H23.7.19 棄却
平成21年(不)第3号事案	21.10.16	教育委員会職員	教育委員会	懲戒停職9月	信用失墜行為	審査中
平成22年(不)第1号事案	22.7.9	教育委員会職員	教育委員会	懲戒免職	信用失墜行為	H23.5.24 棄却

○ 市町村等

(平成 24 年 3 月 31 日現在)

事 案 名	不服申立 年 月 日	不服申立人	処 分 者	処分の内容	処 分 理 由	処理年月日及び 処理経過等
平成 20 年(不) 第 3 号 事 案	20. 12. 25	受 託 団 体 員	受託団体の長	懲 戒 免 職	信用失墜行為	審査中
平成 22 年(不) 第 2 号 事 案	23. 1. 27	受 託 団 体 員	受託団体の 教育委員会	懲戒減給 1 月	信用失墜行為	審査中

(3) 職員の苦情処理について（地方公務員法第 8 条第 1 項第 11 号・第 2 項第 3 号関係）

地方公務員法が一部改正され、人事委員会及び公平委員会の権限として、職員の苦情を処理する事務が新たに付加されたため、平成 17 年 4 月 1 日から苦情相談窓口を設置している。

苦情相談を行うことができる職員とは、地方公務員法第 3 条に規定する一般職の職員であって、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 39 条第 1 項及びこれを準用する地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和 27 年法律第 289 号）附則第 5 項により、地方公務員法第 8 条第 1 項第 11 号及び第 2 項第 3 号の規定が適用除外される企業職員及び単純労務職員を除いた職員である。

また、苦情相談は、職員個人の悩み事や不満に応じるという性質から、職員本人による申出に限るものであり、代理人や職員団体を通じての苦情相談は行うことができない。

平成 23 年度における職員の苦情処理状況は次表のとおりである。

(平成 24 年 3 月 31 日現在)

項 目	県	市 町 村 等	合 計
任 用 関 係	0	0	0
給 与 関 係	0	3	3
勤 務 条 件 ・ 服 務 関 係	1	1	2
厚 生 ・ 福 祉 関 係	0	0	0
公 平 審 査 関 係	0	2	2
セクハラ・いじめ関係	1	2	3
そ の 他	0	0	0
合 計	2	8	10

4 公平委員会受託事務（地方公務員法第7条第4項に基づく事務の受託）

公平委員会を置くこととされている地方公共団体は、議会の議決を経て定める規約により、他の地方公共団体の人事委員会に委託して、その公平委員会が処理すべき勤務条件に関する措置要求の審査、不利益処分に関する不服申立ての審査、管理職員等の範囲の決定、職員団体の登録に関する事務などを処理させることができるとされている（地方公務員法第7条第4項及び地方自治法第252条の14）。

これにより、平成24年4月1日現在、次の48団体の事務を受託している。

(1) 市 町 村

9市（気仙沼市，白石市，名取市，角田市，多賀城市，岩沼市，登米市，栗原市，東松島市）

21町 1村 計31市町村

(2) 一部事務組合

16組合

(3) 広域連合

1連合

団 体 名	団 体 名	団 体 名
(一部事務組合)		(広域連合)
石巻地区広域行政事務組合	白石市外二町組合	宮城県後期高齢者医療広域連合
仙南地域広域行政事務組合	宮城県市町村非常勤	
大崎地域広域行政事務組合	消防団員補償報償組合	
気仙沼・本吉地域広域行政事務組合	塩釜地区消防事務組合	
黒川地域行政事務組合	宮城県市町村職員退職手当組合	
亶理地区行政事務組合	宮城県市町村自治振興センター	
色麻町外一市一ヶ村花川ダム管理組合	塩釜地区環境組合	
亶理名取共立衛生処理組合	加美郡保健医療福祉行政事務組合	
宮城東部衛生処理組合		

5 公立学校の学校医等の公務災害補償審査事務

本委員会は、公立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）第5条第1項の規定に基づき、県立学校及び当委員会に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害の認定，療養の方法，補償金額の決定その他補償の実施に関して異議のある者の審査の請求について、審査し、裁定を行うこととされている。

なお、これまで同法の規定に基づく審査の請求はなされていない。

6 職員団体等関係事務

地方公務員法に規定する職員団体は、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体又はその連合体である（地方公務員法第 52 条第 1 項）。

ただし、当局側の利益を代表する職員（管理職員等）とそれ以外の職員とが混在して組織する団体は、職員の利益を適正に代表するための健全な基礎を欠くことになるので、地方公務員法上、職員団体とは認められていない。

同法による管理職員等の定義は、次のとおり規定されており、その具体的な範囲については、労使間で紛議を生じないよう人事委員会又は公平委員会の規則で定めることとされている（地方公務員法第 52 条第 3 項，第 4 項）。

（管理職員等の範囲）

- (1) 重要な行政上の決定を行う職員
- (2) 重要な行政上の決定に参画する管理的地位にある職員
- (3) 職員の任免に関して直接の権限を持つ監督的地位にある職員
- (4) 職員の任免、分限、懲戒若しくは服務、職員の給与その他の勤務条件又は職員団体との関係についての当局の計画及び方針に関する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが職員団体の構成員としての誠意と責任とに直接に抵触すると認められる監督的地位にある職員
- (5) その他職員団体との関係において当局の立場に立って遂行すべき職務を担当する職員

次に、職員団体には、登録という制度がある。これは、職員団体が自主的かつ民主的に組織され、運営されていることを中立機関である人事委員会が公証する制度であり、この登録を受けた職員団体には次のような附加的利便が認められる。

- (1) 交渉における地位（地方公務員法第 55 条第 1 項）

登録された職員団体から適法な交渉の申入れがあったときは、地方公共団体の当局はその申入れに応ずべき地位に立つ。

- (2) 法人格の取得（職員団体等に対する法人格付与に関する法律第 3 条第 1 項）

登録された職員団体は、法人となる旨を人事委員会又は公平委員会に申し出ることにより法人となることができる。

- (3) 在籍専従職員の選任（地方公務員法第 55 条の 2）

職員は、任命権者の許可を受けて、登録された職員団体の役員としてその業務に専ら従事することができる。

ただし、職員団体が登録を受けるか否かは自由であり、また、それによって地方公共団体の当局との交渉に関する基本的な地位に差があるものではない。

なお、本委員会において、現在登録している職員団体は次のとおりである。

職員団体の登録状況（地方公務員法第 53 条関係）

（平成 24 年 3 月 31 日現在）

番号	職員団体の名称	登録年月日	事務所の所在地	法人となる旨の申し出	23 年度中の変更登録状況	備 考
1	宮城県職員組合	S 41.10.8	仙 台 市	○	役員変更	職員団体登録証明 (2)
2	宮城県教職員組合	41.10.8	仙 台 市	○	役員変更	
3	南三陸町職員組合	41.10.8	南三陸町			
5	宮城県高等学校・障害児学校教職員組合	41.10.12	仙 台 市	○	役員変更, 規約変更, 団体名変更, 所在地変更	法人となる旨の申 出受理証明
6	東松島市職員組合	41.12.20	東松島市	○		
7	美里町職員組合	41.12.20	美 里 町	○		
8	栗原市職員労働組合	41.12.20	栗 原 市	○	役員変更	
9	大河原町職員組合	41.12.20	大河原町	○		
11	蔵王町職員組合	41.12.20	蔵 王 町	○		
12	角田市職員労働組合	41.12.20	角 田 市	○	役員変更	
14	気仙沼市職員労働組合	42.3.29	気仙沼市		役員変更	
16	川崎町職員労働組合	42.7.14	川 崎 町			
18	村田町職員組合	42.11.14	村 田 町		役員変更 規約変更	職員団体登録証明
20	加美町職員組合	43.4.22	加 美 町	○		
21	七ヶ宿町職員組合	43.10.28	七ヶ宿町	○		
28	松島町職員組合	48.2.13	松 島 町			
29	仙南地域広域行政事務組合職員組合	48.4.26	角 田 市	○	役員変更	
30	登米市職員組合	48.8.15	登 米 市	○		

番号	職員団体の名称	登録年月日	事務所の所在地	法人となる旨の申し出	23年度中の変更登録状況	備考
34	七ヶ浜町職員組合	50. 4. 15	七ヶ浜町			
39	白石市職員組合	62. 4. 1	白石市	○		
40	石巻地区広域行政事務組合職員労働組合	H 6. 11. 29	石巻市	○		
42	宮城高校教育ネットワークユニオン	9. 11. 14	仙台市	○	役員変更	
43	気仙沼市立病院職員労働組合	10. 6. 19	気仙沼市		役員変更	
44	岩沼市職員労働組合	11. 3. 3	岩沼市	○		
45	亘理名取共立衛生処理組合労働組合	11. 11. 16	岩沼市		所在地変更	
46	大崎広域職員労働組合	12. 8. 17	大崎市	○		
47	みやぎ県南中核病院職員労働組合	14. 9. 17	大河原町	○		
48	公立志津川病院職員組合	21. 2. 18	南三陸町	○		
49	名取市職員労働組合	21. 4. 15	名取市		役員変更	

従来、職員以外の構成員を有するなどの理由によって職員団体登録制度の登録要件を満たすことができない職員団体は、地方公務員法第54条の規定により法人格を取得することができなかった。しかし、昭和53年9月に「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律」が制定されたことにより、認証機関（人事院、最高裁判所、人事委員会及び公平委員会であり、当該団体の構成員等による区分に応じて規定される。）による規約の認証を受けて法人格を取得する途が開かれた。

現在、本委員会が認証しているのは次の1団体である。

職員団体の規約の認証の状況（職員団体等に対する法人格の付与に関する法律関係）

（平成24年3月31日現在）

職員団体等の名称	規約の認証年月日	主たる事務所の所在地	職員団体等の種別
全日本自治団体労働組合 宮城県本部	S55. 4. 21	仙台市青葉区二日町7番23号	混合連合団体

7 勤務時間等関係事務

(1) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年宮城県条例第7号）、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年宮城県条例第8号）、職員の勤務時間、休暇等に関する規則（人事委員会規則8-5）及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（人事委員会規則8-6）の規定に基づき、職員及び学校職員に係る週休日及び勤務時間の割振りの協議、特別休暇等の承認を行うこととなっているが、平成23年度における承認等の状況は次のとおりである。

○ 週休日の振替等の承認の状況

承認年月日	対象者	対象業務	週休日の振替等期間
23. 9. 6	選挙管理委員会事務局 選挙班に勤務する職員	平成23年4月10日から延期して行われる宮城県議会議員一般選挙の選挙管理業務のために週休日の振替等を命ずる場合（承認の日から当該選挙の投・開票日までの期間内の週休日に勤務を命ずる場合に限る。）	勤務することを命ずる必要がある週休日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある週休日を起算日とする8週間後の日までの期間内に週休日の振替等を行うことが困難な場合に限り、勤務することを命ずる必要がある週休日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある週休日を起算日とする16週間後の日までの期間内

○ 特別休暇の承認

承認年月日	対象者及び休暇取得事由	休暇期間	根拠規定
24. 2. 7	宮城県警察出向基準に基づく出向者のうち、出向元の昇任試験を受験する職員	必要と認められる期間	人事委員会規則8-5第22条第1項第33号

(2) 職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年宮城県条例第8号）、職務に専念する義務の特例に関する規則（人事委員会規則9-1）の規定に基づき、職務に専念する義務を免除する特例について、任命権者が特に必要と認めた場合、本委員会が定めることとなっているが、平成23年度において定めた特例はなかった。

8 労働基準監督関係事務

(1) 労働基準監督機関の職権行使について

地方公務員には、原則として労働基準法、労働安全衛生法その他の労働関係法令等が適用されることとなっている（地方公務員法第 58 条第 3 項）。これら労働関係法令等に基づく職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権は労働基準法別表第 1 の号別区分により、現業事業場に従事する職員については労働基準監督署が、非現業事業場に従事する職員については人事委員会（本県においては人事委員会委員長）が、それぞれ行使することとなっている（地方公務員法第 58 条第 5 項）。職権行使に当たっての各事業場の号別区分においては、本委員会と宮城労働局とで協議して決定しており、その内容は表のとおりである。

人事委員会が行う職権行使の主な内容は、労働基準法に基づくものでは解雇予告除外認定（第 20 条）、宿日直勤務の許可（第 41 条）、適用事業報告の受理（第 104 条の 2）等であり、労働安全衛生法に基づくものではボイラー等に係る設置届の受理（第 88 条）、落成検査（第 38 条）等の実施である。

○ 人事委員会が職権を行使する事業所

（平成 24 年 4 月 1 日現在）

労働基準法の号別等		事業場名	
11 号	郵便又は電気通信の事業	知事部局 農林水産部	水産技術総合センター無線局
12 号	教育、研究又は調査の事業	知事部局 総務部 環境生活部 保健福祉部 経済商工観光部 農林水産部	公務研修所、公文書館、消防学校 保健環境センター、原子力センター 高等看護学校、子ども総合センター 産業技術総合センター、高等技術専門校（白石、仙台、大崎、石巻、気仙沼）、仙台人材開発センター、宮城障害者職業能力開発校 農業大学校、農業大学校農産・畜産学部教場（2）、農業・園芸総合研究所、古川農業試験場、畜産試験場、林業技術総合センター、水産技術総合センター（無線局、漁業調査指導船「拓洋丸」、漁業調査指導船「蒼洋」を除く。）、水産技術総合センター気仙沼水産試験場、水産技術総合センター内水面水産試験場、水産技術総合センター水産加工開発部、水産技術総合センター養殖生産部
		教育委員会	教育研修センター、特別支援教育センター、視覚支援学校（寄宿舎を除く。）、聴覚支援学校（寄宿舎を除く。）、支援学校（15）（寄宿舎を除く。）、高等学校（78）（分校、定時制単独校、学校附設の寄宿舎を含む。実習農場は本校に含める。）、中学校（2）、図書館、美術館、自然の家（3）、多賀城跡調査研究所、東北歴史博物館
		警察本部	警察学校

労働基準法の号別等	事業場名	
官公署	本庁	知事部局，教育庁，議会事務局，選挙管理委員会事務局，人事委員会事務局，監査委員事務局，労働委員会事務局，収用委員会事務局，海区漁業調整委員会事務局，警察本部
	知事部局 総務部 震災復興・企画部 環境生活部 保健福祉部 経済商工観光部 農林水産部 土木部	県税事務所（大河原，仙台南，仙台中央，仙台北，塩釜，北部，東部，気仙沼），県税事務所地域事務所（栗原，登米），仙台中央県税事務所扇町出張所，気仙沼県税事務所南三陸支所，防災ヘリコプター管理事務所 東京事務所 動物愛護センター 児童相談所（中央（一時保護班を除く。），北部，東部），東部児童相談所気仙沼支所，女性相談センター，リハビリテーション支援センター 大阪事務所，大阪事務所名古屋産業立地センター，地方振興事務所（大河原，仙台（水産漁港部を除く。），北部，東部（水産漁港部を除く。），気仙沼（水産漁港部を除く。），地方振興事務所地域事務所（栗原・登米），北部地方振興事務所栗原地域事務所栗駒ダム管理事務所，気仙沼地方振興事務所南三陸支所，計量検定所 農業改良普及センター（大河原，亘理，仙台，大崎，美里，栗原，登米，石巻，本吉），病虫害防除所，家畜保健衛生所（大河原，仙台，北部，東部），漁業取締船（うみわし，うみたか） 地方ダム総合事務所（仙台，大崎，栗原），仙台地方ダム総合事務所ダム管理事務所（樽水，大倉，七北田，南川，宮床，惣の関，川内沢），大崎地方ダム総合事務所ダム管理事務所（漆沢，化女沼，上大沢），栗原地方ダム総合事務所ダム管理事務所（花山，荒砥沢，小田）
	教育委員会	教育事務所（大河原，仙台，北部，東部，南三陸），教育事務所地域事務所（栗原，登米）
	警察本部	機動警ら隊，鉄道警察隊，捜査第二課，機動捜査隊，科学捜査研究所，運転免許課，運転免許センター（3），運転教育課，交通機動隊，高速道路交通警察隊（分駐隊を含む。）機動隊，警察署（24），交番（77），駐在所（147），警備派出所（2）

○ 労働基準監督署が職権を行使する事業所

(平成24年4月1日現在)

労働基準法の号別等		事業場名	
1号	物の製造, 改造, 加工, 修理, 洗浄, 選別, 包装, 装飾, 仕上, 販売のためにする仕立, 破壊若しくは解体又は材料の変造の事業	企業局	大崎広域水道事務所, 仙南・仙塩広域水道事務所, 仙南・仙塩広域水道事務所工業用水道管理事務所
		警察本部	自動車整備工場
3号	土木, 建築その他工作物の建設, 改造, 保存, 修理, 変更, 破壊, 解体又はその準備の事業	知事部局 経済商工観光部 農林水産部 土木部	地方振興事務所水産漁港部 (仙台, 東部, 気仙沼) 王城寺原補償工事事務所 土木事務所 (大河原, 仙台, 北部, 東部, 気仙沼), 土木事務所地域事務所 (栗原・登米), 港湾事務所 (仙台塩釜, 石巻), 下水道事務所 (中南部, 東部), 仙台港背後地土地区画整理事務所
7号	動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他の畜産, 養蚕又は水産の事業	知事部局 農林水産部	水産技術総合センター漁業調査指導船「拓洋丸」, 漁業調査指導船「蒼洋」
		教育委員会	海洋総合実習船「宮城丸」
13号	病者又は虚弱者の治療, 看護その他保健衛生の事業	知事部局 環境生活部 保健福祉部	食肉衛生検査所 保健福祉事務所 (仙南, 仙台, 北部, 東部, 気仙沼), 保健福祉事務所地域事務所 (栗原・登米), 仙台保健福祉事務所支所 (岩沼・黒川), 中央児童相談所一時保護班, さわらび学園, 精神保健福祉センター, 拓桃医療療育センター
		教育委員会	視覚支援学校寄宿舎, 聴覚支援学校寄宿舎, 船岡支援学校寄宿舎, 支援学校小牛田高等学園寄宿舎, 支援学校岩沼高等学園寄宿舎
14号	旅館, 料理店, 飲食店, 接客業又は娯楽場の事業	知事部局 総務部 経済商工観光部	職員寮 (7) 松島公園管理事務所
		警察本部	警察職員寮 (7)
官公署		企業局	本局

(2) ボイラー等の事務処理状況について

ボイラー等危険性の高い機械の操作に従事している職員の安全を確保するため、労働安全衛生法やボイラー及び圧力容器安全規則の規定により人事委員会がボイラー及び圧力容器の設置届等の受理、落成検査等を実施することになっている。

なお、性能検査については、厚生労働大臣の登録を受けた登録性能検査機関（性能検査の代行機関）が実施している。

① 特定機械等の設置及び性能検査の状況（労働安全衛生法第 41 条関係）

区 分 種類・年度		設 置 基 数				性 能 検 査 基 数			
		知事 部 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	計	知事 部 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	計
ボ イ ラ ー	23	13	29	7	49	12	27	7	46
	22	20	33	8	61	20	33	8	61
第一種圧力容器	23	12	12	1	25	9	10	1	20
	22	16	17	1	34	13	17	1	31
ゴ ン ド ラ	23	3	2	1	6	3	2	1	6
	22	3	2	1	6	3	2	1	6
ク レ ー ン 等	23	0	1	0	1	0	0	0	0
	22	0	2	0	2	0	1	0	1
計	23	28	44	9	81	24	39	9	72
	22	39	54	10	103	36	53	10	99

(注1) 本表中の「設置基数」については平成 24 年 3 月 31 日現在の状況（休止中も含む。）であり、「性能検査基数」については平成 23 年度中の実施状況である。

(注2) クレーン等には、クレーンのほか移動式クレーンが含まれる（以下同じ）。

② ボイラー等の設置届等の状況（労働安全衛生法第 38 条・88 条・100 条関係）

		ボ イ ラ ー	第 一 種 圧 力 容 器	ゴ ン ド ラ	ク レ ー ン 等	計
設 置 届	事業場数	1	—	—	—	1
	基 数	1	—	—	—	1
設 置 報 告 書	事業場数	—	—	—	—	—
	基 数	—	—	—	—	—
落 成 検 査	事業場数	1	—	—	—	1
	基 数	1	—	—	—	1
使 用 再 開 検 査	事業場数	—	—	—	—	—
	基 数	—	—	—	—	—

(注) 事業場数の計はのべ事業場数である。

③ ボイラー等の落成検査の状況（労働安全衛生法第 38 条関係）

事業場名	種類	使用検査番号	伝熱面積	設置届受理年月日	落成検査年月日
東部地方振興事務所(石巻合同庁舎)	ボイラー	宮 15183	9.9 m ²	平成 23 年 6 月 24 日	平成 23 年 9 月 22 日

④ ボイラー等の廃止届等の状況

		ボイラー	第一種圧力容器	ゴンドラ	クレーン等	計
廃止届	事業場数	9	5	—	1	15
	基数	13	9	—	1	23
変更届	事業場数	—	—	—	—	—
	基数	—	—	—	—	—
休止届	事業場数	1	2	—	—	3
	基数	2	4	—	—	6

(注) 事業場数の計はのべ事業場数である。

⑤ その他の手続きの処理状況（労働安全衛生法第 39 条関係）

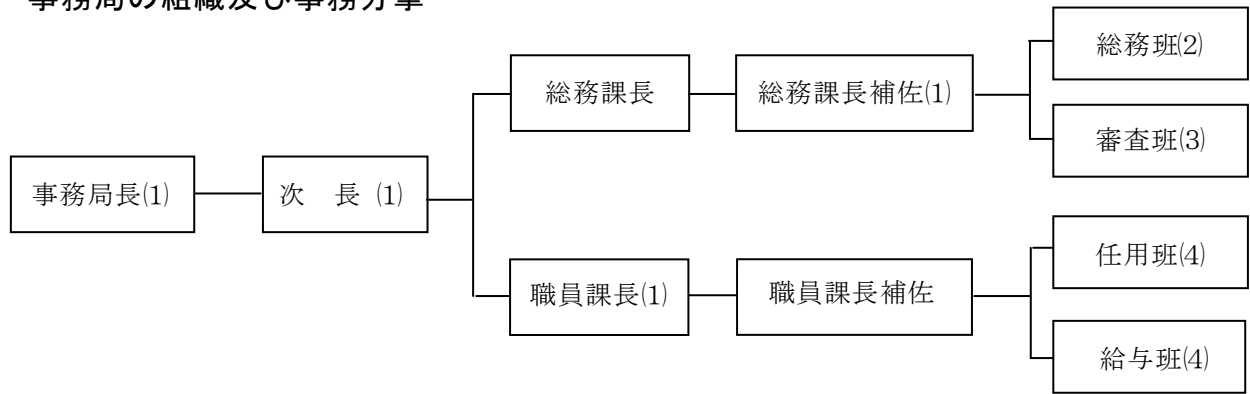
手続きの種類	機械の種類	件数
検査証交付	ボイラー	1
検査証書替え	—	—
検査証再交付	—	—

(3) その他の事務処理状況について（労働基準法第 20 条・41 条，労働安全衛生法 100 条関係）

ボイラー等に係るもの以外の事務処理状況は，次のとおりである。

手続きの種類	件数
解雇予告除外認定	—
継続的な宿直又は日直勤務許可	—
定期健康診断結果報告	4
衛生管理者・産業医選任報告	4

◎ 事務局の組織及び事務分掌



※括弧内は職員数。(次長は総務課長を兼務し，総務課長補佐は職員課長補佐を兼務している。)

総務班	1 人事委員会の会議に関する事 2 事務局職員の任免，給与，分限，懲戒，服務その他人事並びに研修に関する事 3 公印の管理に関する事 4 文書の收受，発送，編さん及び保存に関する事 5 予算，決算その他の会計事務に関する事 6 物品の管理に関する事 7 広報に関する事 8 人事委員会報の編集に関する事 9 地方公共団体の長に対する業務の状況の報告に関する事 10 他の課の主管に属しない事務に関する事
審査班	1 職員の勤務条件に関する措置の要求の審査に関する事 2 職員に対する不利益な処分についての不服申立てに関する事 3 公立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する審査の請求に関する事 4 職員団体に関する事 5 職員団体等の規約の認証に関する事 6 市町村及び一部事務組合の公平委員会の受託事務に関する事 7 職員に対する労働基準監督機関の職権行使に関する事 8 勤務時間その他勤務条件に関する事 9 職員の苦情の処理に関する事
任用班	1 人事行政に関する事項についての企画及び調査に関する事 2 人事記録の管理及びその他人事に関する統計報告の作成に関する事 3 人事行政の運営に関する任命権者への勧告に関する事 4 職員に関する制度についての研究の成果に関する議会若しくは長又は任命権者への提出に関する事 5 職員に関する条例の制定又は改廃に関する議会及び長に対する意見の申出に関する事 6 競争試験及び選考に関する事 7 職階制に関する事 8 研修及び勤務成績の評定についての総合的企画に関する事
給与班	1 職員の給与制度の改善についての調査，研究の成果を議会若しくは長又は任命権者に提出すること 2 職員に関する条例の制定又は改廃について議会及び長に対し意見の申出をすること 3 職員の給料表の適否について議会及び長に対し報告及び勧告を提出すること 4 給与条例等に基づく人事委員会規則の制定，改廃に関する事 5 職員に対する給与の支払いを監理すること